かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会会議録

平成２９年　９月２７日　午前　９時２４分　開　議

出　席　委　員

委員長	川　村　成　二
副委員長	宮　嶋　　謙
委　　員	佐　藤　文　雄
委　　員	古　橋　智　樹
委　　員	来　栖　丈　治
委　　員	櫻　井　繁　行

欠　席　委　員

委　　員	田　谷　文　子

出　席　説　明　者

副　市　長	横　瀬　典　生
総務部長	小松塚　隆　雄
市民部長	櫻　井　　清
保健福祉部長	寺　田　茂　孝
土木部長	渡　辺　泰　二
上下水道部長	堀　口　家　明
会計管理者	久保庭　則　夫
市民部参事兼納税課長	豊　﨑　光　彦
土木部参事兼都市整備課長	石　塚　洋　二
検査管財課長	鈴　木　芳　明
税務課長	松　延　孝　之
国保年金課長	元　木　義　和
市民課長	小松﨑　良　江
社会福祉課長	吉　田　　均
介護長寿課長	幕　内　浩　之
健康づくり増進課長	木　村　俊　夫
子ども家庭課長	大久保　昌　明
道路建設課長	大　山　俊　男
下水道課長	長谷川　文　男
監査委員事務局長	槌　田　浩　幸

出　席　書　記　名

環境保全課	茂　木　真　生
都市整備課	久保田　華　帆
議会事務局	齋　藤　邦　彦
議会事務局	檜　山　宏　美

議　事　日　程

平成２９年　９月２７日（曜日）午前　９時２４分　開　議

１．審　　査

（１）　議案第４６号　平成２８年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

２．閉　　会

開　議　　午前　９時２４分

○川村成二委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は６名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから９月 26 日に引き続き、平成 28 年度一般会計決算審査特別委員会を開きます。

それでは、議案第 46 号のうち、監査委員事務局の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

監査委員事務局長　槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

それではよろしくお願いします。

監査委員事務局につきましては、６事業ございまして、決算総額 139 万 5229 円の支出でございました。歳入はありませんので、歳出だけの説明とさせていただきます。なお、事業につきましては全て経常経費でございまして、政策経費はございませんので、27 年度の決算と比較して大きく変動した事業と、主要事項であります決算業務についてご説明をさせていただきます。

まず、決算書 72 ページをお開きいただきたいと思います。

72 ページ右側上段、上から２番目、10、行政不服審査会事業でございます。こちらにつきましては、大きく事業費が変動いたしましたので、説明をさせていただきます。平成 28 年度決算額 10 万 1634 円でございました。平成 27 年度におきまして、平成 28 年３月末施行の行政不服審査法改正法施行に伴います関連の条例及び規則につきまして、70 本ほどあります。対象は 120 本ほどあったんですけれども、70 本ほどの改正をいたしまして、それに伴います例規等の改正業務委託をいたしました。そちらの金額が 108 万円でございましたので、その分が減額になったものでございます。大きく動いたのはそちらだけでございます。

続きまして主要事業でございます。決算書 98 ページになります。決算業務事業でございます。こちらにつきましては、98 ページ下段、監査委員費の中の 02 監査業務事業でございます。104 万 3185 円の支出でございます。こちらにつきましては、監査回数 32 回、実質監査日数 29 日間に及びます監査、例月出納検査でありますとか、決算審査、定期監査等に要した経費の支出でございます。

監査委員事務局からは以上でございます。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言お願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

きのう、市長公室の政策経営のほうで、決算概要の一部修正があったのはご存知ですか。要は、監査事務局と会計課と、この財政の部門で、もっと効率よくチェック体制が入っていれば、この辺はチェックできなかったかなというところなんですけれども、これはご存じないですか。

○川村成二委員長

監査委員事務局長　槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

詳細が全くわからないので……

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

要は繰上償還と積立金の部分ですので、監査委員が例月出納検査をもとに見ている部分でもあるのかなと思ったものですから、後ほど、別にこの場はいいですから、それを監査事務局のほうでも把握していただいて、次回以降に、その辺お互い効率よくできるようにやっていただきたいというふうに要望します。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前　９時２９分

再　開　　午前　９時３５分

○川村成二委員長

再開いたします。

その他質問ございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

特別、今回、平成 28 年度で監査委員として何かやったことというのはありますか。前回は監査のやり方がかわったということで、百何万の委託がなくなったというのを、大幅な、ですが、今回は特別何らか、例えば監査請求があったとか、なかったと思いますが、監査請求があったとか、そういう特別なことがありましたか。

○川村成二委員長

監査委員事務局長　槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

今回 28 年度におきましては、行政監査等は実施しておりませんので、大きなものは変更ございませんでした。行政監査につきましては、定期監査と同時に業務についての監査を実施したということで、通常監査の一部として実施はいたしましたけれども、特別な監査ではございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

（説明部署　入れかえ）

次に、議案第46号のうち、土木部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご苦労さまです。

土木部における歳入歳出決算につきましては、説明の資料を提出してございますので、都市整備課の石塚参事、道路建設課の大山課長のほうから、順次ご説明をさせていただきます。

よろしくお願いします。

［佐藤委員「ちょっと土木部からもらった資料を……」と呼ぶ］

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前　９時３７分

再　開　　午前　９時３８分

○川村成二委員長

再開します。

それでは、説明を求めます。

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

ご苦労さまです。

座って説明させていただきます。

それでは、平成28年度都市整備課の歳入について、決算書に基づいて説明をさせていただきます。

21ページ上段からとなります。

４目土木使用料、２節道路占用料、都市計画道路占有料、収入済額11万9500円。内容につきましては、整備中の都市計画道路歩道へ、民間企業等がガス管の埋設等を行ったことや、工事の受注による受注者の現場事務所の占用料となります。

同じく下段の４目になります。３節都市公園等使用料、収入済額５万1309円。内容につきましては、停車場線工事に伴いまして、ポケットパーク用地使用料及び都市公園の自動販売機設置使用料となります。

続きまして、23ページになります。下段５目土木手数料、１節土木手数料、収入済額32万700円。内容につきましては、屋外広告物25件分の許可申請手数料となります。

続いて、同じく下段の５目２節都市計画手数料、収入済額173万1800円。内容につきましては、用途地域証明３件の手数料、収入済額900円と、開発行為55件の開発許可手数料、収入済額173万900円となります。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと思います。上段になります。７目社会資本整備総合交付金、１節社会資本整備総合交付金、備考欄社会資本整備総合交付金、収入済額１億6376万7000円とありますが、そのうち１億6360万3000円の収入になります。内容は停車場線の国庫補助金となります。

同じく、１節備考欄下段になります。防災安全社会資本整備交付金、収入済額 2354 万 9998 円のうち、99 万 7000 円が当課分となります。内容は大規模盛土造成調整地の変動予測調査の国庫補助金分でございます。

続きまして、37 ページをご覧いただきます。中段になります。６目土木費県補助金、１節土木費補助金、備考欄都市計画基礎調査交付金、収入済額 189 万円。内容につきましては、５年に１度実施されます都市計画調査事業交付金であります。

続いて、備考欄下段になります。茨城県宅地耐震化推進事業補助金、収入済額 49 万 8000 円。内容は先ほどの国庫補助金事業でありました大規模盛土造成変動予測調査の県補助金分となります。

続いて、飛びまして 51 ページご覧いただきと思います。下段のほうになります。７目雑入、１節雑入、備考欄、上から２番目になります、地図代、収入済額 12 万円。内容は都市計画図の販売代金です。

続いて、飛びまして 55 ページ、同じく１節雑入の備考欄、上から４事業目になります。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合運営負担金剰余金、6349 万 8491 円。内容につきましては、前年度分の一組への事業負担金に対する不用額として、剰余金として、次年度であります 28 年度に 27 年度分が繰り入れられたというものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明させて頂きます。

都市整備課の事業としては、政策事業３事業になります。事務事業シート 193 ページをご覧頂きたいと思います。

都市計画調整事業（政策）、平成 28 年度の事業としましては、各種申請等の受理、認可等が中心となりますが、市街化調整区域における集落の活性を図るべく事業として区域指定の事業を導入いたしました。さらに、平成 29 年度までの２カ年事業として、大規模盛土造成地変動予測調査事業を実施しております。決算額は前年比 281 万 8673 円増の 875 万 290 円となります。主な支出としましては、13 節委託料 679 万 3000 円。集落実態調査業務委託、支出済額 380 万 1600 円。大規模盛土造成変動予測調査委託費、支出済額 299 万 1600 円をそれぞれ支出しております。

先ほどの、土木部からの資料をここでご覧頂きたいと思うのですけれども、Ａ４横の大きさの配布資料をご覧頂きたいと思います。

１ページになります。Ａ４縦長になります。上から、年度別の建築確認申請件数を示しております。消費税の関係がありまして、平成 25 年度は駆け込み需要があったようですが、そのほか概ね平準的な申請件数がされております。真ん中の表となりますけれども、過去５年間の建築確認の地区別及び用途別を示したものでございます。概ねですが総数では千代田地区が霞ヶ浦地区の２倍の申請件数があるということと、また、その申請の殆どが専用住宅だったということが見受けられたと思います。

最後に下段ですが、開発行為の受付件数を示しております。これも概ね平準的ですけれども、平成 27 年 10 月に茨城県より権限移譲によりまして、市が権限移譲を受けたわけですけれども、平成 28 年の開発行為は 75 件ですが、１件当たりの事前協議から完了までに、申請件数１件に対して約１カ月以上要することや、それらに伴う電話相談や窓口相談が統計をとったところ、年間 2,000 件もあるということで、権限移譲の事務量が膨大したということが考えられました。

続きまして、資料の２ページご覧頂きたいと思います。Ａ３縦長になっております。

ただいま、28 年度の主な事業として示させていただきました集落実態調査、いわゆる区域指定の結果、平成４年７月に施行されました区域指定についての図面を添付したものでございます。

既にご案内のとおり、一定要件を要する区域をあらかじめ指定し、建築要件を問うことなく、誰で

も住宅等を中心とした都市計画法の許可を受けられる制度となるものでございます。図面のとおり指定箇所は 12 地区あり、その合計面積は 344.2 ヘクタールとなります。今回、28 年末に平成 15 年に指定しました霞ヶ浦地区を同時に見直したように、ここも概ね５年程度を目安に見直しを行い、指定の要件が整えば順次拡張を図っていくものでございます。

最後に、この制度利用の実績を申し上げますと、霞ヶ浦地区は指定後 14 年が経過しているわけですけれども、96 件、概ね 290 人。このうち、市外からの転入者は、44 件で約 128 名が転入したという形になっております。ちなみに、参考までに千代田地区、29 年４月１日から施行したわけですけれども、この５カ月間で実際の申請は１件、この制度を利用して１件でしたが、問い合わせも非常に多く、現在３件のアパートとほか数件の専用住宅で、現在事前協議がなされているところです。今後、活用がさらに見込まれるものと思われます。

続いて、事務事業シート 195 ページご覧頂きたいと思います。

事務事業名神立周辺整備事業（政策）、平成 28 年度事業に引き続きまして、土浦市及びかすみがうら市で設立した土地区画整理一部事務組合によりまして、減価買収、建物補償、仮駅舎移転工事と関連事業を行ったものでございます。当該事業の総支出額は３億 2470 万 8000 円で、前年比 7091 万 9000 円の増、率で 128％の増となります。その全部が 19 節負担金補助金及び交付金として、一部事務組合で負担したものでございます。

続きまして、事務事業シート 197 ページをご覧頂きたいと思います。

事務事業名、街路整備事業（政策）、平成 28 年度の事業としましては、不動産鑑定、補償調査、実施設計、用地交渉、道路改良工事などになっております。当該事業の歳出総額は前年比１億 4325 万 2291 円減の３億 758 万 1464 円で、歳出の主なものとしましては、17 節公有財産購入費、支出済額１億 750 万 7356 円。22 節補償、補塡費で支出済額１億 220 万 7200 円となります。

再度、当課から出しています資料をご覧頂きたいと思います。

３ページになります。

都市計画道路神立停車場線年度別施工計画図ということで示しております。最初に、左下の表、一番左側ですが、年度別取得用地の取得筆数、面積、用地費、補償件数、補償費、合計決算額を示しております。黄色で示したところが決算のあるところで、28 年度で用地費及び補償費の殆どが完了したことが伺えるかと思います。

続いて、右側の表になりますが、平成 28 年度に着手しました施工工事の工区別決算額、次年度繰越額、合計、全長及び今後の事業計画を示したものでございます。

最後に、真ん中にあるポンチ絵ですけれども、年次別の工事個所を示したもので、平成 28 年度は繰り越ししましたが、１工区及び２工区が工事個所として実施したものでございます。

都市整備課の説明は以上になります。よろしくお願いします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今の耐震の盛土がどうのこうのというのがありましたよね。ちょっとその中身について、茨城県の宅地耐震推進事業、あと、国庫ですか、事務事業シートのほうにもありますよね。この大規模盛土造成地変動予測調査というのは、これどういうことなんですか。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

過年度に広島で大雨による地すべりが発生しまして、その次の年に、全国にある盛土箇所の調査等々について、緊急に実施するということで、国・県の補助を受けて実施したものでありまして、かすみがうら市は期間が定められていまして、3年間、全国的に3年間のうちに実施しなさいということで、かすみがうら市は早々に手を挙げまして実施したもので、平成28年度から29年度にかけ実施しております。内容につきましては、いわゆる人工的に盛土をした箇所が基本になります。その要件としては、まず谷埋め型盛土というのがありまして、谷の部分を埋めた盛土については3,000平米以上の箇所、さらには腹づけ型といいまして、土手の脇に腹づけして上を利用するような腹づけ型については、高さ5メートルで水平角度20度以上のものについて、調査をしなさいということで、平成28年度の先ほどの予算の歳入で説明したとおり、国庫並び県の予算をいただいて実施しました。かすみがうら市全体としては、197カ所がまず該当している箇所がございました。その197カ所について、委託により現地調査、現地踏査並びに状況等々を調査し、1年間でそのうち危険性があるという箇所が39カ所、平成28年度の実績として示されてございます。それを受けまして、39カ所を平成29年度に引き続き今年度再調査を実施しております。詳細について、その後、平成29年度に調査をし、その中で最終的な判定が下されるということになるかと思います。現在調査中でございます。

以上です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

39カ所が委託で明らかになったと。それをもっともっと詳しくやるには、平成29年度のほうでもう1回再調査しなくてはいけないということだというふうにおっしゃったと思うんですが、39カ所の内訳というか、例えば霞ヶ浦地区、千代田地区、大体のどういうところにそういう場所が多いのか、わかったら教えていただけますか。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

39カ所のデータはあるんですけれども、現在の土地利用の箇所としては、まちまちでございまして、ゴルフ場または工場、宅造された宅地、ほかいろいろまちまちとなっています。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

では、後で教えてくださいよ。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

はい、わかりました。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

やっぱりこういう、広島のああいう大きな災害があったと、これは今現在も同じようなことが、線状降雨というか、形で進んでいますので、同じような場所についても、それなりに私たちも認識しておかなければいけないと思いますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

委員から今、ご指摘がございましたように、今年度調査をしている39カ所について示したいと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あと、神立停車場線というか、前に補助率の関係をおっしゃったと思うんですね。例えば要望に対して、どのくらいの要望が実現されたと、パーセンテージで前の事業計画から国からの補助については、平成25年度が91％で、平成26年が45％、平成27年が55.1％というふうに、部長が発言されたのかなと思うのですが、これについては平成28年度どういうふうな状況なのですか。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

平成28年度予算、いわゆる国への補助申に対しての採択率は58.6％でしたが、いわゆる神立一組を基幹事業として、下に土浦市、かすみがうら市がぶら下がっていて、一体となっている事業でございますので、その中での補助の調整も、全体の平均としては58.6％ですけれども、調整ができまして、平成28年度土浦市が、諸般の事情で採択をうけたほど事業に着手できないということで、土浦市の分が、かすみがうら市に再分されまして、結果的には89.8％ということで、かすみがうら市は実施しております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうすると、この前発言したのは、かすみがうら市のいわゆる計画における採択の数字だったんですか。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

この前というのは、当初……

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

前回の決算審査のときの記録にそれが載っていたから。

○川村成二委員長

土木部参事兼都市整備課長　石塚洋二君。

○土木部参事兼都市整備課長（石塚洋二君）

先ほど、委員が申された平成 25 年度 91.3%、平成 26 年 45.2%、平成 27 年 55.1%は、決算での数字に間違いありません。その平成 28 年度が 89.8%になったということです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時０１分

再　開　　午前１０時０２分

○川村成二委員長

再開いたします。

質疑を終結いたします。

続いて説明を求めます。

道路建設課長　大山俊男君。

○道路建設課長（大山俊男君）

それでは、道路建設課所管の歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、決算書の 21、22 ページをお開きください。

13 款１項４目土木使用料の１節法定外公共物使用料、49 件で 340 万 2346 円の収入であります。次に２節道路占用料ですが、27 件分で 975 万 5736 円の収入となっております。

次に、31、32 ページをお願いします。

14 款２項７目社会資本整備総合交付金であります。補正予算のうち、道路建設課分は 2344 万 1000 円の減額補正をしております。補正の内容は、備考欄３番目の防災安全社会資本整備交付金の要望額に対し、交付額が減額したことによるものでございます。2354 万 9998 円のうち、2158 万 7478 円が道路建設課分となります。収入の内容ですが、平成 28 年度へ繰越しをしました橋梁補修設計委託、橋梁長寿命化補修設計委託、牛渡地内の市道 7034 号線、水資源道路の歩道整備工事、それから道路舗装補修工事２路線分となります。なお、収入未済額のうち、2268 万 7522 円が道路建設課分となります。橋梁法令定期点検委託及び水資源道路の歩道整備工事の事業を繰越ししたため、その交付金分であります。

次に、８目の地域再生基盤強化交付金ですが、3727 万 2000 円の減額補正をしており、道整備交付金の要望額に対して、交付額が減額したことによるものです。収入済額は 6135 万 1000 円で、収入未済額 739 万 5000 円は市道整備事業分で事業を繰越したため、その交付金分であります。収入の内容は、市道２路線分の道路改良工事分であります。

続きまして、37、38 ページをお願いします。

15 款２項６目の土木費県補助金の備考欄、一番上の合併市町村幹線道路緊急整備支援事業市町村補助金ですが、幹線道路合併特例債を活用し整備しました償還金に対する、県の補助金の 2988 万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

事務事業シート 199 ページをお願いします。

道路維持管理事業（政策）、13 節委託料 1389 万 6000 円の支出であります。橋梁長寿命化補修設計委託と橋梁法令定期点検委託であります。この委託料には、防災安全社会資本整備交付金を充当しております。当初予算額 3770 万円で、決算額 1389 万 6000 円であります。これは、橋梁法令定期点検委託分の 2451 万 6000 円を繰越ししているためでございます。

次に、201 ページ、市道整備事業（政策）、行政区からの要望や計画路線及び通学路などの道路改良工事、舗装補修工事、排水整備工事等の工事請負費とそれらに関する委託料や、道路用地取得費などの経費となっております。支出の内容ですが、13 節委託料は道路改良設計委託２件、測量基準点復元委託６件、補償料調査業務委託１件、路線及び用地測量業務委託５件、道路台帳修正業務委託１件分の委託料であります。

15 節工事請負費、１億 2624 万円の支出であります。内容でありますが、配付してあります土木部の資料で説明させていただきます。

道路建設課は４ページからになります。４ページのほうが交付金事業分の工事となります。繰越しを含めまして７件の工事となります。５ページが全体の工事実施一覧で、19 件の工事です。６ページが 19 件の工事実施箇所図となります。５ページの工事実施一覧で説明させていただきます。1 番から６番が道路改良工事で、6394 万 100 円の支出となります。3 番の繰り越しをしました市道 7034 号線、水資源道路の歩道整備工事に防災安全社会資本整備交付金を充当しております。７番、８番が道路舗装新設工事で 544 万 5360 円の支出です。9 番、10 番の道路舗装補修工事は、1669 万 2480 円の支出で、防災安全社会資本整備交付金を充当しております。11 番から 15 番が道路排水整備工事で、4016 万 1960 円の支出となります。

シートのほうに戻っていただけますか。16 節原材料費 28 万 3000 円の支出ですが、道路用資材や道路境界杭等の支出であります。

次に、17 節の公有財産購入費の道路敷取得費は 24 筆を買収しております。また、22 節補償、補塡及び賠償金の物件等補償が８件、電柱移設補償が 10 件であります。当初予算額１億 9664 万 5000 円で、決算額１億 5949 万 8000 円であります。これは防災安全社会資本整備交付金の確定により 4663 万 2000 円を減額補正しているためでございます。

次に 203 ページをお願いします。道整備交付金事業（政策）、この事業は石岡市方面から移転した土浦協同病院へ至る広域幹線道路として、新治地内の市道６－0006 号線の農免道路、東京製綱脇の 0110 号線、池田石油から第二千代田南団地交差点までの 0109 号線の３路線を、道整備交付金事業で整備するものです。13 節の委託料、90 万 7000 円につきましては、２つの路線に関する委託料でございます。

土木部資料の５ページをお願いします。

15 節の工事請負費、１億 1635 万 1000 円は、東京製綱脇市道 0110 路線と市道６－0006 号線の農免道路の２路線の道路改良工事分であります。工事内訳は、16 番から 19 番になります。18 番については、工事を繰越しております。

シートのほうに戻ってください。

17 節の公有財産購入費の道路敷取得費 315 万 5000 円は、６件の契約です。22 節の補償、補塡及び賠償金、物件等補償費 922 万 6000 円は道路改良工事に伴う 12 件の物件移転契約のものです。当初予算額 1 億 8766 万 3000 円で、決算額１億 2963 万 9000 円であります。これは道整備交付金の確定により、6200 万円の減額補正をしているためでございます。

以上で、道路建設課分の決算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、国道354号線かなり交通量が多くなっているので、これは国道なので、当該の市と関係はないとは思うんですけれども、関係ないわけではないんですが、これについては、どのように県の土木等との打ち合わせなんかはやっていらっしゃるのですか。平成28年度なんかはどのような工事が行われたかはわかりませんか。

○川村成二委員長

道路建設課長　大山俊男君。

○道路建設課長（大山俊男君）

県の土木事務所、道路整備二課と会議等で一緒になることもありますので、県のことしの事業内容…

［「ことしではなく平成28年度」と発言する者あり］

○道路建設課長（大山俊男君）

平成28年度につきましても、県の範囲等で工事個所の説明とか受けております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国道354号線に限って、かなり交通量が多くなっているから、平成28年度は特別そういう事業が行われたということは聞いておられませんか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

国道354号線に限ってちょっとご説明をいたしますと、まず、国道６号から、岡田整形外科クリニックがある交差点までの間の４車線化の工事が着手をされてございます。さらに、常磐線をまたぐ跨線橋についても、現在、橋脚等の工事が進んでおりまして、ＪＲとの協議に基づいて、跨線橋も４車線化をするということで、国道６号からおおつ野団地入口交差点までは、全線４車線化の工事が順調に進んでいるというふうには考えてございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あんまり長くしてもしようがないのですが、それ以降の、途中で霞ヶ浦に通じるでしょう。本来ならば合併特例債でやるような事業ではなかったのだけれども、合併特例債でやっちゃったじゃないですか、国道354号線は。それが、同じようにかすみがうら市に来ているんだけれども、今、その道路そのものが、かなり傷んでいるように思われるので、そういう事業的な計画は、具体的な計画としては県の土木からは聞いていませんか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、土浦市の管内になりますけれども、加茂交差点の十字路の交差点の改修工事が 600 メートルほど計画はされてございます。さらに、そのまた土浦市内でその交差点の先については、４車線ではないんですけれども、道路改良工事が完成をいたしまして、順調に整備が進んでいると。それで、おおつ野団地入口交差点から霞ヶ浦大橋方面の４車線化というような協議まではございません。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

佐藤委員の今の質問で答えがあるかと思ったんですけれども、私も国道 354 号線の市道の部分ですね、バイパスの、深谷地区の部分のわだち初めへこみもあるものですから、そろそろ平成 28 年度はやるのかなと思ったんですけれども、修繕のほうはなさっていないんですけれども、その計画はないんですかというふうに佐藤委員は聞いていたようなふうに捉えたのですけれども、補足でお答え……

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

路面の状況はご指摘のとおり、かなりわだちぽれ、ひび割れ等は発生しているのは、土浦土木事務所のほうでは承知をしているというふうに聞いてございます。ただ、いつ整備するというような内容については、毎年土浦土木事務所管内の５つの市で土浦土木協会という会議があるのですけれども、その工事説明の中には舗装補修工事は現在入っていない。セイミヤの前が一部舗装補修工事の着手がされるというふうには聞いておりますということです。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

バイパスの部分ですから市道ですけれども、それも、土木事務所の計画承認が必要だということですかね。私は市道だから、合併特例債でやった部分は市の計画で修繕していけばいいというふうに解釈したのですけれども、旧道ですよね、国道は。ちょっと私の認識が違うというとこですね。変わったのですか。

［「はい」と言う者あり］

○古橋智樹委員

いつ変わったのですか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

今、ご指摘の路線につきましては、整備が完了した段階で、市道の部分については国道への昇格、旧深谷の旧道につきましては、市道に認定をいたしまして、権利は移さないですけれども、管理は市と県と分けたという内容になります。

［古橋委員「そういう意味で。わかりました」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

市道の整備事業ですよね、やっぱり、今回、平成29年度も補正予算組むぐらいなので、こういう区長及び各地域のほうからの要望については、それなりの対応をしているというふうに前も言ってらっしゃったと思うんです。私、デジタル化という話もしたのですが、具体的に要望を、平成28年度の要望についてはどのくらいあって、どのくらいの個所づけができたのか。それができなかったのは 29年度に回していると思うのですが。

○川村成二委員長

道路建設課長　大山俊男君。

○道路建設課長（大山俊男君）

平成28年度、要望が維持補修で106件、管理で55件、材料支給で49件、合計210件ほどありまして、処理済件数が54件、未処理が52件、あとは修繕等が79件ありまして、そちらに対応してございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、細かくてよくわからないので、大ざっぱで何件で何件処理して、じゃあ何件残ったのかというほうが、私たちにとってはわかりやすいんだよね。今、何かいろいろ言っているんだけれども、数的に何件要望があって、そこにはいろいろな種類があると思うんですよ。それに対してどういう処理をしたのかという、その処理件数。それで、次年度に繰り越さざるを得なかったのは何件なのかというふうにしないと、ちょっとわからないよね。何件、次年度、いわゆる平成29年度に回したのですか。

○川村成二委員長

道路建設課長　大山俊男君。

○道路建設課長（大山俊男君）

106件ございまして、修繕件数は79件でございます。

［佐藤委員「繰り越したのはマイナスなのかい、じゃあ」と呼ぶ］

○道路建設課長（大山俊男君）

65件未処理となってございます。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時２１分

再　開　　午前１０時２３分

○川村成二委員長

再開いたします。

道路建設課長　大山俊男君。

もう一度、要望に対する処理件数を正確に説明願います。

○道路建設課長（大山俊男君）

106件ございまして、修繕件数が79件、未処理が27件でございます。

［件数について発言する者あり］

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時２３分

再　開　　午前１０時２５分

○川村成二委員長

再開いたします。

道路建設課長　大山俊男君。

○道路建設課長（大山俊男君）

平成 28 年度の要望でございますが、維持補修が 106 件、修繕件数が 79 件、未処理が 27 件でございます。

それから、管理に関するものが 55 件、材料支給に関するものが 49 件でございます。材料支給の 49 件につきましては、45 件が処理されてございます。

以上でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは、やっぱり住民の要望というのは、大事にしなくてはいけないと思いますので、前回も聞いてはいるのですが、そういう内訳については、出していただけなかったというか要望もしなかったのですが、これは、経年度でデータとしてはとっていらっしゃると思いますので、今、言った維持補修といわゆる管理にかかわる雑草の草刈り等、それから、今、言った材料支給という３つに分けて、一覧表を経年度でつくっていただいて、後でお示しいただきたいと思います。よろしいですか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

５年間の実績はデータとして残っていますので、今日中に提出させていただきます。

○川村成二委員長

参考資料として後で提出してください。

そのほか、佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私は何回も言っているのですが、デジタル化という話をしたら、前に茨城県のＧＩＳの地図に落としてありますよというようなことをおっしゃったと思うんですね。それが、一見して要望、いわゆる区の要望と、きちっとアクセスできるようにはなっているのですか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘の件につきましては、今、佐藤委員のほうからお話がありましたように、茨城県のＧＩＳの地図に行政区長の要望箇所を、要望内容、要望の延長、そういうものをまず入力をいたします。さらに、修繕工事が完了をいたしますと、実施年度、実施日、さらには金額等を入力させてございますので、そのＧＩＳの地図を開くことによって、未処理件数も把握はしてございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、要望も同じようにそこに登録をするということですね。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおりでございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の佐藤委員の関連でもあるのですが、市道整備の区長要望、それから、計画路線整備、また、この事業評価シートにありますけれども、通学路整備等とありますけれども、きのう、消防のところでお伺いしたのですが、年間、平成28年度は1,800件ほども救急出動しているというんですけれども、それだけ出ていれば、集落によっては出入りがかなり難しいところもあるんですけれども、そういうものを、ルールとして消防本部からここが大変、いつも迂回しなくてはその集落へ向かえないとか、そこを効率よくやるようなフィードバックを土木部のほうに伝えるものはないかと言ったら、消防本部はないとはっきり言ったんですけれども、受け手として、評価の一つとしてそういう救急搬送の内容も対応はしていると思いますけれども、年1回はそれをチェックするようなシステムを、私は欲しいと思っているんですけれども、平成28年度はそういうことを、ルール化はしていないにしても取り組んだことはございますか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

以前救急要請に基づいて、消防署のほうが現地に行った際に、救急車が自宅の敷地まで入れなくて、ストレッチャーで傷病者を搬送したというような話を聞いていますので、ただそういう場合にも、やはり道路拡幅とか、全てにおいて地権者、土地所有者とかそういう権利者の承諾も必要になってきますし、当然行政区長のほうから、そういう要望はどんどん出していただきたいというふうには考えているんのですけれども、今、古橋委員から言われたような内容については、ちょっと消防のほうと、その状況を、現在は把握していないのですが、最終的にはそういうデータも将来的には把握できたらいいと。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

あと、もう1点。渋滞、幹線道路整備未満の市道の渋滞箇所の解消なんですけれども、具体的に言うと、カスミの脇とか中央出張所から出た交差点のあたりが、右折の車が幾つかたまってくると、後ろにずっと渋滞するんですけれども、そういうものを解消する計画というのは、結局、石岡市からつなぐ幹線道路整備ということで解釈してよろしいのですか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

以前からご指摘をいただいている渋滞の解消なのですが、今現在、計画を予定している内容については、1級市道13号線、県道戸崎上稲吉線から土浦市に向かう、コカ・コーラに向かう道路をショッピングモールの前まで、都市計画道路の計画が完成をしてございますので、その都市計画道路に接続をし、さらに土浦市が進める都市計画道路に結ぶというようなことで、今、新たな路線としては、現在その路線は計画してございますけれども、ただ、全体的な渋滞の解消となりますと、やはり広域的な道路整備が必要になってきますので、現在はなかなか隣接する土浦市方面に向かう車が多い状況が見受けられてございますので、その辺の協議はまだしていないというような状況がございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、先ほど申し上げた、例えば２レーンについては、交差点の道路改良の計画は組んでいないということでよろしいのでしょうか。

○川村成二委員長

土木部長　渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

交差点の改修だけで、渋滞というのは解消できないというふうには考えておるのですけれども、やはり、時間帯には集中して、その道路のご指摘をいただいた内容によって渋滞が発生しているものですから、抜け道としてさらに分散化、交通を方面に向かってどのように分散化するというような、最終的にはそのような計画が必要なのかなと。改めて、ちょっとご説明申し上げますと、交差点だけを改修したから渋滞が解消するというような内容ではないというふうには考えてございます。

○川村成二委員長

ほかにございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

（説明部署の入れかえ）

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時３５分

再　開　　午前１０時３９分

○川村成二委員長

再開いたします。

次に、議案第46号のうち、上下水道部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

上下水道部長　堀口家明君。

○上下水道部長（堀口家明君）

平成28年度かすみがうら市歳入歳出決算のうち、下水道課が所管する部分について、下水道課長長

谷川から、ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

下水道課、長谷川です。よろしくお願いいたします。

平成28年度一般会計歳入歳出決算につきまして、初めに、下水道課で所管しております歳入につきまして説明いたします。

歳入歳出決算書、29、30ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、収入済額1453万5000円のうち、循環型社会形成推進交付金といたしまして、下水道及び農業集落排水未整備地区の方が合併浄化槽を設置する際の国補助金1431万9000円の収入となっております。補助金の増額に伴いまして、478万7000円ほど追加補正しております。

35、36ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項県補助金、３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、収入済額2257万4000円896円のうち、浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして、合併処理浄化槽等を設置する際の県補助金1942万円の収入となっております。事業実績に基づきまして、516万9000円ほど減額補正しております。

41、42ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、１節基金利子、収入済額473万9732円のうち、霞ヶ浦水質浄化対策基金利子といたしまして、５万7969円の収入となっております。

続きまして、43、44ページをお願いいたします。

18款繰入金、１項基金繰入金、２目霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金、１節霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金、収入済額288万9000円は、浄化槽設置整備事業及び下水道接続支援事業に対しての霞ヶ浦水質浄化対策基金からの繰入金となっております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出につきまして説明いたします。

歳出の説明につきましては、事務事業評価シートに基づいてご説明いたします。

事務事業評価シート、205ページをお願いいたします。

決算書では136ページになります。

浄化槽設置整備事業（政策）につきましての主な事業内容は、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域外の方が浄化槽を設置する際に、助成を行いました。主な支出といたしましては、申請がありました48基の設置、26基の撤去費用といたしまして、浄化槽等設置事業補助金3573万4000円を支出しております。なお、事業実績に基づきまして、653万9000円を減額補正しております。

政策経費以外の経常経費の歳出につきましては、決算書135、136ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、10の浄化槽設置整備事業は、茨城県合併処理浄化槽普及推進市町村協議会負担金といたしまして、４万9000円を支出いたしました。

145、146ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、６目環境保全対策費、17生活排水路浄化対策事業は、下水道が整備されていない地域、小津、高賀津地区の家庭排水路浄化対策といたしまして、薬品を使用しない、環

境やコストに優れた施設の維持管理費用といたしまして、155 万 5099 円ほど支出いたしております。

一般会計歳入歳出決算の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言お願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

区域指定、千代田地区ふやしたんですけれども、それに伴って、浄化槽設置は制約出ているのですか。平成 28 年度追加した区域指定のエリアは。区域指定されたのですから、原則は下水道が整備されているようなエリアを指定したと思うのですが、そのあたりの整合性というのは、平成 28 年度の取り組みはいかがでしょうか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

区域指定されたことによる下水道事業計画のなかでの、計画区域の変更というんですか、変更見直しは行われておりません。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、区域指定の中でも、合併浄化槽の申請があれば、設置の申請とか取りかえの申請があれば、別に区域指定だからということでストップはかからないと。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

現行の農業集落排水の事業計画区域内、それから、公共下水道の認可区域内外という判断で、その区域指定された地区の方から申請があった場合でも補助の対象となっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

私は、要は、そのあたり合理的な効率的なまちづくりをする上では、制約はあってしかるべきかなと思って確認したんですけれども、今後はそういうことで、中長期的な視野に立ったらぜひ検討いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

その辺も踏まえて、関係課と協議をしまして検討していきたいと思います。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

その前に聞けばよかったのですが、原則、そういう下水道が整備されているエリアだったら、浄化

槽はつけても下水道料金も負担しているわけですよね。

○川村成二委員長

下水道部長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

整備された区域における浄化槽のことですけれども、事前に、本来であれば整備されれば速やかに接続をお願いしているわけなのですが、整備前に浄化槽を設置されている方については、そのまま下水道のほうに接続しないで、使用しているという状況にはなります。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

すると、水道料だけだということですか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

浄化槽のままで下水道に接続されていない方については、下水道使用料は徴収しておりません。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

平成 28 年度のそういう割合はわからないですよね。できればどこどこ農集エリアごとに、そういう水道料金だけとか、両方払っているとか、今後も整備していただければなと思います。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

すみません、今、委員が質問された内容については、ちょっと今は掌握しておりません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成 27 年度は 56 基の実績、60 基に対して。今回は 48 基ということになっていますよね。まず一つ、48 基の数字について、私、たまたまチェックをいたしましたら、５人槽が 22 基ですか、これは、この表を見ると。そして、６、７人槽が 22 基ですよね。これで合計 44 基ですよね。その次が８人から 10 人槽というのが３基ですよね。そうすると 47 基になるんですよ。これは１基の違いはまず何でしょうか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

平成 28 年度の実績のことだと思いますが、５人槽の 22 基、表でいきますと、その下に５人槽で窒素リン除去能力というのが１基含まれておりまして、そちらは５人槽の枠に含まれますので、合計が５人槽が 23 基になりまして、トータル 48 基。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、目標が 60 基に対して、前年度が 56 基だったのが 48 基になりましたよね。これについては、どうだったのか、そういうふうに評価するのかということと、千代田地区と霞ヶ浦地区についての内訳について教えていただけますか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

平成 25 年から、平成 29 年に実施する循環型社会形成推進交付金事業の、計画承認基数が５年間で霞ヶ浦地区では 300 基として計画しておることから、目標としては 60 基として掲げておりますが、何分にも、この国の内示額がその年の事業量というふうになりますので、その５人槽、７人槽、10 人槽の申請のバランスによっては、60 基まで満たないで内示額に達してしまうという状況から、基数の増減となっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成 26 年が 44 基でしたね。平成 25 年が 50 基になっていますよね。ということは、内示額というのは国の方針によって変わってくるという意味なのでしょうか。それとも、申請については申請が少ない場合と多い場合でいろんな食い違いが、すり合わせが出るということなのでしょうか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

国からの内示、その年度年度内示額が異なりますので、その内示額の枠内での申請件数の受理をして、補助していることになります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、内示額が優先するということですね。申請よりも内示額が優先するということで、平成 25 年、26 年、27 年を比べてみると、50 基だとか、44 基とか、56 基というふうになっているけれども、内示額が今回はまた絞られたと、去年と比べたらということで、申請があってもその申請を十分に反映することができなったということなのですか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

内示額に基づいて補助する形になりますので、先ほど申し上げましたように５人槽、７人槽、10 人槽の申請の数が、10 人層が多くなれば、補助額も多くなりますので、目標としていた基数よりは下回った申請しか受け付けられないという状況になります。その年度年度での基数のばらつきは出ております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

とにかく、内示額が決定的な要因だということなのではないですか。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

佐藤委員の言われたとおりに、基準となるのは内示額のほうが優先になっております。

［前の発言について発言する者あり］

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時５５分

再　開　　午前１０時５６分

○川村成二委員長

再開いたします。

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

各年度の内示額に基づいて、補助の支出もしていくことから、その年度によっては５人槽、７人槽、10 人槽の申請の件数のばらつきがあった場合には、基数の変動が生じてきております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それにつけ加えて、８人槽、10 人槽が、いわゆる補助の金額が高くなるので、そちらがふえると基数が必然的に少なくなりますよということですよね。

○川村成二委員長

下水道課長　長谷川文男君。

○下水道課長（長谷川文男君）

今、佐藤委員が言われたとおりでございます。

○川村成二委員長

ほかにございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

（説明部署の入れかえ）

○川村成二委員長

次に、議案第 46 号のうち、市民部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

市民部長　櫻井　清君。

○市民部長（櫻井　清君）

それでは、平成28年度一般会計の決算の説明について、市民部についての説明をさせていただきたいと思います。

市民部については、それぞれの課があります。まず、最初に市民課になりますけれども、市民課は部署が多く分かれておりまして、千代田窓口センター、中央出張所、それから、霞ヶ浦窓口センター、３カ所でそういう業務を行っています。中央出張所については、働く女性の家と勤労青少年ホームの管理をあわせて実施しているということであります。また、市民課については小松﨑課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願いします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

よろしくお願いします。

市民課に係る歳入歳出決算の内容について、歳入のほうからご説明いたします。

決算書の21、22ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、２項手数料、１目総務手数料、１節総務手数料、備考欄の下のほう、戸籍及び除籍謄本抄本交付手数料、ここから、次のページ、23ページ、24ページの印鑑証明交付手数料からマイナンバー通知カード・個人番号カード再交付までの手数料のうち、市民課の取り扱い分は千代田窓口センター、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の３カ所で取り扱っています５万3910件、歳入金額は1921万8260円の歳入です。なお、平成28年３月１日からの料金改正によりまして、27年度と比べまして、266万5450円の増となっております。

続いて、決算書の27、28ページをお開きください。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金、これは、個人番号カード交付に係る事業費658万2000円及び事務費202万8000円、合計861万円が歳入となっております。国の補正予算通知によりまして、平成27年度事業費補助金の国の繰り越し分を、昨年の９月に1025万7000円を補正し、歳入予算額を1423万9000円といたしましたが、歳出実績が少なかったために、765万7000円の歳入減となっております。また、この補助金は、国の平成28年度補正予算により、繰り越しとなりましたので、市のほうにおいても内示額332万5000円を平成29年度に繰り越しております。

続いて、31ページ、32ページをお開きください。

14款国庫支出金、３項国庫委託金、１目総務費国庫委託金、１節総務管理費委託金の中長期在留者居住地届出等事務費委託金29万1000円は、外国人の転入、転出などの事務委託金です。

続いて、決算書の39、40ページをお開きください。

15款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金、３節統計調査費委託金の人口動態統計事務委託金４万5934円は、人口動態調査令に基づき、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の状況を当該保健所長、かすみがうら市ですと土浦保健所長に提出する資料作成の費用に係る交付金です。

続きまして、43、44ページをお開きください。

16款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金、１節基金利子の一般旅券発給事務証紙等購買基金利子20円は、一般旅券の交付手数料として使用しています収入印紙等を購入してパスポートの交付申請者に販売することを目的に創設されました基金の利子です。この事業の内容については、

決算書の最後のページに、一般旅券給付事務証紙等購買基金の運用状況を掲載しております。基金の運用に当たりましては、基金積立金 400 万 1323 円を原資として、印紙等の売り上げを預金口座に積み戻しているものでございます。

続きまして、決算書の 51、52 ページをお願いいたします。

20 款諸収入、５項雑入、２目弁償金、１節弁償金、決算書の中ほどにあります。これは市発行のバイク等のナンバープレートの紛失に伴う弁償金です。このうち、市民課取り扱い分は１件 100 円となっております。

そのページの下のほうです。20 款諸収入、５項雑入、６目売捌手数料、１節一般旅券発給事務売捌手数料 29 万 7723 円。これは県の収入証紙売捌手数料６万 2332 円、それと、収入印紙売捌手数料 23 万 5391 円の合計となっております。これは、市で購入した印紙証紙等の約３．２４％が手数料として市のほうに戻ってくる内容です。

そのページの下のほう、７目雑入、１節雑入、これの中のコピー使用料、自動販売機還元金、次のページにあります教室、講座等大会参加料とポスター代とありますが、葬祭用のポスター代です。

その次のページ、57、58 ページです。その中のその他の欄の中に含まれますが、土浦・かすみがうら土地改良区整理一部組合が事務室として使用している勤労青少年ホームの部屋の電気、水道料の相当額、これが入っておりまして、その中で合わせて 37 万 7102 円が市民課の取り扱い分となっております。

収入については、以上のような内容です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。歳出につきましては、事務事業評価シートと、前年度と比べて増減の大きい事業等を、決算書から説明したいと思います。

まず、事務事業評価シート 59、60 ページをお願いいたします。

決算書のほうは、147、148 ページです。

５款労働費、５款労働諸費、２目働く女性の家管理費の２節働く女性の家管理事業、事業としては４番働く女性の家運営事業（政策）となっております。

この２万 8000 円につきましては、トレーニング機器を有効に、そして安全に利用していただくために開催している、トレーニング室利用講習会の講師謝礼となっております。年４回を開催しております。このトレーニング室の講習を受けて利用されているのですが、利用者は年々増加しており、平成 28 年度は 7,399 人のご利用がありました。

事務事業評価シートに基づく説明は以上で終わりになります。

続いて、市民課の主な事業と事業費に大きな変動があった部分についてご説明したいと思います。

決算書に戻ってください。

91 ページと 92 ページになります。

２款総務費、３項住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費の 02 戸籍事業です。戸籍事業については、戸籍に関する届け出の受理、記載、証明書の発行を主な業務としている事業です。また、今年度、３月 31 日現在で、かすみがうら市に本籍を設けている戸籍数は、１万 7376 戸籍、本籍人口は４万 2519 人となっております。

○川村成二委員長

本年度ではなくて、３月 31 日ですから、平成 28 年度末ですね。

○市民課長（小松﨑良江君）

失礼しました。平成 29 年３月 31 日現在の戸籍人口は４万 2519 人となっております。この事業費

736 万 1436 円、これは戸籍の保守委託料 231 万 9840 円、戸籍システム使用料 429 万 4440 円が主な内容となっております。なお、5 年ごとの戸籍システム機器の更新が平成 27 年度にありましたことから、平成 28 年度は 797 万 4030 円の歳出減となっております。

続いて、93、94 ページをお開きください。

03 住民基本台帳事業の 1477 万 1513 円については、各窓口センターの窓口事務に要する経費と、公的個人認証機器の保守料及び機器のリース料、また、平成 28 年３月から始まった、証明書コンビニ交付のためのシステム保守事業委託、地方公共団体情報システム機構への負担金が主なものでございます。

コンビニ交付システム使用料 259 万 2000 円、コンビニ交付市町村負担金 300 万円、これは、マイナンバー関係です。通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金672万6000円が含まれております。なお、マイナンバー関連事務委任交付金につきましては、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、国の補助金、平成 27 年度事業費補助金、繰り越し分を歳入予算同様、事業費を平成 28 年９月に 1025 万 7000 円を補正いたしましたが、内示額に対して歳出実績が少なかったため、332 万 5000 円を平成 29 年度に繰り越し、418 万 8200 円が不用額となっております。

また、戸籍事業へ、証明書発行用プリンターのトナー購入費用として９万 5000 円を流用しております。

続きまして、04 住民基本台帳事業（政策）927 万 833 円は、千代田窓口センター１名、霞ヶ浦窓口センター及び中央出張所、各２名の臨時職員合計５名分の賃金となっております。平成 27 年度と比べまして、459 万 9368 円の増額となっております。

続きまして、決算書のほう飛びます。145 ページ、146 ページをお願いいたします。

５款労働費、１項労働諸費、１目勤労青少年ホーム管理費の２番勤労青少年ホーム管理事業 971 万 8539 円は、施設の管理に要する経費で、光熱水費 111 万 6442 円、シルバー人材センターに委託している施設管理委託 451 万 3425 円。土地借上料 303 万 8692 円が主なものとなっております。なお、前年に比べて、修繕料、土地借上料の減によりまして、44 万 9986 円の減額となっております。

続きまして、２目働く女性の家管理費の、02 働く女性の家管理事業 737 万 7188 円は、施設管理に要する経費で、光熱水費 144 万 4500 円、シルバー人材センターに委託している施設管理委託費 277 万 8637 円。施設清掃委託料 168 万 1040 円が主なものです。また、前年に比べまして、修繕料、備品購入費の減によりまして、261 万 9291 円の減額となっております。

以上が市民課関係の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何回もマイナンバーの件で言っているのですが、歳入がどのくらいで、歳出としてどのくらいになったのか。実際にマイナンバーカード、ここの六百云々かんぬんになっていますが、大体交付が実態として、平成 28 年度は申請がどのくらいで、交付がどのくらいなのか。それを教えていただけますか。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

まず、経費の関係のほうからご説明いたします。事業費別ですが、マイナンバーカードの事業費のほうです。国からの補助金 658 万 2000 円。カード等の再交付手数料 14 万 4300 円、合計の 672 万 6300 円が事業費関係の収入となっております。また、これと同額が歳出となっておりまして、通知カード、個人番号カード関連事務費委託交付金として、今、地方公共団体システム機構のほうにお支払いをしております。あと、個人番号カードの事務費のほうです。事務費のほうは、歳入が平成 28 年度は 202 万 8000 円です。これに係る事務費は、臨時職員の賃金、あと、日曜日にマイナンバーの交付をしていますので、職員の時間外手当と、あと、公的認証機器の委託料等を含めますと、事務費には、合計で 359 万 6810 円の歳出となっております。

以上が経費関係です。

あと、マイナンバーの交付状況についてですが、番号カード、まず 27 年度末は 348 件、申し込みがありました。これに対して、交付済みは……

［348 件について発言する者あり］

○市民課長（小松﨑良江君）

すみません、3,048 件申し込みがありました。これに対しての交付済数は 1,589 件でした。

平成 28 年度末については、申し込み者数が 4,639 件、交付済数が 3,736 件となっております。

ちなみに、今年度８月末につきましては、4,929 件の申し込み、交付枚数は 4,508 件となっております。

以上です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

外国人登録数、過去年と比較で数字を教えていただきたい。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

提出資料、ここで持っているデータが、平成 24 年からの登録数になります。平成 24 年が 1,067 名。平成 25 年が 1,008 名、平成 26 年が 1,042 名、平成 27 年が 1,004 名、平成 28 年が 1,011 名となっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ご登録いただく際は、例えば何の事業に従事するとかそういう項目はご記入いただかないんでしたっけ。事由とか。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

何の事業と申しますと、職業とかでしょうか。

○川村成二委員長

古橋委員

○古橋智樹委員

農業に従事するとか、工業に従事するとかそういう項目はないんですか。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

近年、ほとんどが外国人の方、最初の入国でかすみがうら市においでになるのではなく、転入、転出の件数が多くなっております。在留カードのほうに、農業実習生とか、お仕事の関係の実習生とか、日本人の配偶者というような種類で、在留カードのほうにも入力されていますので、それで……

○川村成二委員長

古橋委員

○古橋智樹委員

市では改まって書いてもらわないということですね。

○川村成二委員長

ちゃんと発言してください。市で管理しているかどうかを聞いているので、管理しているか、していないかをちゃんと発言してください。

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

在留資格のほうは、住基システムで管理をしております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

別添の資料で、平成26年の9月で自動交付機が取りやめになって、コンビニ交付、平成27年度50件、平成28年度865件というようなことがありますが、どうですか、窓口の分、自動交付機で1万件さばけていたのが、現在平成28年度で865件しかコンビニ交付でさばけていないのが、窓口の業務に影響があるかないか、コンビニ交付を投資したわけですけれども、そういうので、どういうふうに評価しているかお聞かせいただきたいと思います。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

確かに自動交付機で取り扱っていた件数が、交付件数の中の全体の30%近くを占めていましたので、市民課窓口の職員の事務量はふえております。また、その中で職員もなかなかふえる傾向がないので、先ほどの決算の内容にもありましたように、臨時職員さんの増員ということで、対応をしているような状況です。また、コンビニ交付関係の証明書の件数がなかなか伸び悩んでおりますという状況です。個人番号カードの交付がなかなか伸び悩んでおりますので、それに伴ってふえない状況にあります。これに対しては、木曜日の窓口延長時に、住民票とか印鑑証明をとりに来たお客さんに対して、コンビニ交付、マイナンバーの作成のご案内をして、個人番号カードの発行をお勧めしているような状態です。

○川村成二委員長
　そのほかございますか。
　古橋委員。
○古橋智樹委員
　さっきの質問の続きをしたいです。
○川村成二委員長
　古橋委員。
○古橋智樹委員
　外国人の登録の方は、今の人口の４万 1000 人に含まれるんでしたよね。
○川村成二委員長
　市民課長　小松﨑良江君。
○市民課長（小松﨑良江君）
　現在、平成 24 年のときに登録法が変わりまして、現在はかすみがうら市の総人口の中に含まれております。
○川村成二委員長
　古橋委員。
○古橋智樹委員
　外国人登録の方の世帯数というのはわからないですか。
○川村成二委員長
　市民課長　小松﨑良江君。
○市民課長（小松﨑良江君）
　申しわけありません、例月の抽出処理の中でも世帯数のほうは出ていない状況です。
○川村成二委員長
　古橋委員。
○古橋智樹委員
　外国人の方同士のお住まいで出生されたお子さんは、中には日本国籍でなくて母国という方もあると思うのですけれども、お子さんは大概、割合とかわかるといいんですけれども、かすみがうら市民、日本国籍の登録がほとんどなのですか。
○川村成二委員長
　市民課長　小松﨑良江君。
○市民課長（小松﨑良江君）
　お子さんの割合、あと居住地の割合については、申しわけありません、資料がありませんので、後日作成、お願いいたします。
○川村成二委員長
　佐藤委員。
○佐藤文雄委員
　来栖委員の関連で、かなり業務が大変だということで、臨時職員賃金で全体で５名というふうなことをおっしゃったと思うのですが、これはいつから、平成 25 年、26 年、27 年、28 年というか、５人はいつから５人になったのですか。

○川村成二委員長

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

住民基本台帳費のほうで支出している部分については、平成28年度、昨年から５名となりました。その前は３名となっています。ただ、市民課の職員の中に育児休暇とか療養休暇をとっていまして、あと、今はなくなってしまいましたが、旅券事業というところで、臨時職員、違う予算項目から出ている臨時職員さんがおります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、税務課並び納税課につきましては、一括して説明を求めます。

初めに、税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

よろしくお願いいたします。

資料につきましては、税務課と納税課で各々担当する部分がありますが、関連がありますので、税務課で一括の説明とさせていただきます。

決算書の11ページ、12ページをお開き願います。

最初に、平成28年度の歳入における市税全体についてご説明いたします。

一番上になりまして、当初予算額53億7624万円、調定額58億5606万6591円、収入済額55億7367万245円、不納欠損額4112万3312円、収入未済額２億4127万3034円という状況でございます。

前年度と比較いたしますと、収入額ベースで額にしておよそ１億3084万円、率にして2.40％の増となっております。また、収納率で比較いたしますと、前年度94.04％に対しまして、95.18％となり、1.1ポイント向上となったという状況でございます。

次に、市税を税目ごとに説明させていただきます。

最初に、1款1項の市民税になります。１目個人とあります個人市民税につきましては、現年課税分収入済額は20億6581万6032円で、前年度比でおよそ4000万円、率にして1.98％の増となっております。納税義務者数が増加していることもあり、増収となっております。滞納繰越分につきましては、収入済額は4361万5141円で、前年対比およそ729万円、率にして14.32％の減となっております。

次に、２目法人とあります法人市民税になります。現年課税分につきましては、収入済額５億6185万9500円、前年対比でおよそ3012万円、率にして5.66％の増となっております。法人税割が伸びておりまして、各法人の所得、利益等の増加によるものと考えております。滞納繰越分につきましては、収入済額167万3700円で、前年対比およそ46万円、率にして21.59％の減となっております。

次に、２項固定資産税になります。

１目固定資産税の現年課税分は収入済額24億2874万670円。前年対比でおよそ6456万円、率にして2.73％の増となっております。土地につきましては、太陽光発電設備の設置に伴いまして、地目が変更となったことにより、増加があります。家屋につきましては新築家屋の新たな課税によりまして増加となっております。また、償却資産につきましては、こちらも太陽光発電設備の設置に伴いまし

て、新たな課税客体があるということで増加となっております。滞納繰越分につきましては、収入済額 4952 万 4806 円、前年対比でおよそ 25 万円、率にして 0.50%の増となっております。

２目国有資産等所在市町村交付金につきましては、収入済額 484 万 800 円、前年対比で 2,600 円、率にして 0.05%の減となっております。

次に、３項１目の軽自動車税になります。現年課税分は収入済額１億 1127 万 7885 円、前年対比でおよそ 1906 万円、率にして 20.67%の増となっております。標準税率の引き上げに伴う増加によるものでございまして、また、自家用乗用として使用する軽自動車の増加も増収の要因と考えております。

13 ページ、14 ページをお開き願います。

滞納繰越分につきましては、収入済額 196 万 3719 円、前年対比およそ 49 万円、率にして 19.92%の減となっております。

次に、４項１目の市たばこ税になります。収入済額３億 435 万 7992 円、前年対比でおよそ 1493 万円、率にして 4.68%の減となっています。近年の健康志向による消費の数の減少によりまして、減収になったものと考えております。

次に、税務課の所管する税収以外の歳入についてご説明いたします。

21 ページ、22 ページをお開き願います。

一番下になりまして、13 款使用料及び手数料の２項手数料、１目総務手数料になりまして、説明が 24 ページに備考欄になりまして、上から３つ目の自動車臨時運行許可交付手数料 63 万 3000 円のうち、税務課において 45 万円の収入がございます。その下になります税務証明書交付手数料 443 万 4560 円のうち、税務課において 220 万 9700 円の収入がございます。それぞれ、税務課窓口での交付手数料の収入となっております。

次に 37、38 ページをお開き願います。

一番下になりますが、15 款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金、１節徴税費委託金につきましては、収入済額 6393 万 1340 円でございます。市民税と同時に徴収する県民税の賦課徴収に関する取り扱い費となっております。

次に、歳出について説明させていただきます。

決算書の 89 ページ、90 ページをお開き願います。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費になりまして、説明は備考欄 03 税務事務総合調整事業から説明させていただきます。内容としましては、税務の関係機関への負担金が主な内容となっております。次に 04 税務事務総合調整事業（政策）につきましては、税務の関係団体であります、市青色申告会及び土浦法人会千代田地区会への補助金になりまして、前年度と同額の支出となっております。あとで最後に、別途にあります事務事業シートでご説明させていただきたいと思います。

次に、２目賦課費になりまして、02 市税賦課事務事業につきましては、市税の課税に必要な経費を支出している事業になっておりまして、こちらも前年度とほぼ同じ内容となっております。業務委託料、システム運用経費の負担金等となっております。また、23 の償還金利子及び割引料につきましては、税の還付金になりまして、市民税等税額の更正のあった差額を還付するものでありまして、平成 28 年度においては、347 件の還付処理を行っております。

03 市税賦課事務事業（政策）につきましては、臨時職員さんの賃金になりまして、主に、申告相談に伴う給報投入事務や、固定資産税の死亡者課税に伴う、相続人調査等の事務補助をお願いしておりまして、その職員の方の賃金となっております。

04 固定資産適正評価事業につきましては、13 時点修正鑑定評価委託となりまして、こちらは次年度

の課税に当たりまして、地価の下落の有無を不動産鑑定士に鑑定を委託したものでございます。また、91ページ、92ページになりまして、備考欄にあります２つ目不動産鑑定評価委託につきましては、平成30年度は評価替えとなっておりまして、その業務に伴いまして、不動産鑑定評価を委託したものでございます。その他、固定資産の課税に係る関係費用となっております。

最後に事務事業評価シートについてご説明させていただきます。

事務事業評価シートつづりの53ページをお願いいたします。

税務事務総合調整事業といたしまして、税関係団体へ活動助成を行っております。先ほどの説明と一部重複いたしますが、青色申告推進対策事業補助金20万円を市青色申告会へ、法人税務適正化推進対策事業補助金14万4000円を土浦法人会千代田地区会へ支出しております。青色申告会につきましては、研修会、年末調整個別指導、青色申告個別指導という事業を行っております。土浦法人会千代田地区会につきましては研修会、講演会等の事業を実施しておりまして、いずれの団体も税務署や税理士会との連携をしながら、税の知識の習得、税制の研究等の活動を行っておりまして、税務行政の理解が深まり、円滑な申告業務にもつながっているものと考えております。

税務課からの説明は以上となります。

○川村成二委員長

税務課長の説明が終わりました。

続いて、納税課の説明を求めます。

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

よろしくお願いします。

納税課に係る歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明いたします。

最初に不納欠損処分状況につきまして、納税課提出資料の11番目をごらんいただきたいと思います。

不納欠損処分状況調書、前年度比較の一番下の段になります。執行停止後３年経過につきましては、滞納処分をすることができる財産がないときなどになりますが、件数が308件、金額が2841万5732円となっております。前年対比で39件の増、金額で466万1868円の増となります。納付納入義務の即時消滅につきましては、外国人が滞納したまま帰国したケースや、会社の倒産などになりまして、件数が33件、金額が143万1215円です。前年対比で2件の減、金額が106万7584円の減となります。消滅時効に係る時効につきましては５年を経過したものでございますが、件数が251件、金額が1127万6365円となっております。前年対比で件数が89件の減、金額が420万5807円の減となっております。

次に、歳入からご説明いたします。

市民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分については、先ほど税務課長からの説明のとおりとなっております。

決算書の23、24ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、２項手数料、１目総務手数料、２節督促手数料でありますが、予算現額150万、調定額、収入済額同額の145万2500円となっております。昨年度と比較しまして７万300円の減となっております。

続きまして、決算書の47、48ページをお願いいたします。

20款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目延滞金でありますが、予算現額700万円、調定額、収入済額同額の2332万404円となっております。昨年度と比較しまして693万7491円の増となって

おります。

続きまして、決算書の 51、52 ページをお願いいたします。

20 款諸収入、５項雑入、１目滞納処分費でありますが、予算現額 60 万円、調定額と収入済額６万 7600 円で、不動産の差し押さえ後に公売をする際に、不動産鑑定評価手数料を公売代金に上乗せをするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明いたします。

決算書の 91、92 ページをお願いいたします。

２款総務費、２項徴税費、３目徴収費でありますが、予算現額は 2229 万 4000 円となっております。前年度と比較しまして、78 万 3000 円の減となっています。予算現額に対する支出済額は 2143 万 1198 円で、執行率は 96.1％になっています。全体の不用額は 86 万 2802 円となっております。01 職員等人件費につきましては、職員６名分の時間外手当となっています。02 収入未済額縮減対策事業につきましては、滞納者の納付相談、督促や催告による自主納付の促進及び滞納処分の執行による債権確保により、滞納市税の縮減を図るためのものとなっております。主に経常経費となっております。03 収入未済額縮減対策事業の内容につきましては、臨時職員として、電話催告員２名と事務補助員２名が従事した内容となっています。電話催告員は、滞納者への納付勧奨を実施しております。また、事務補助員は滞納処分に係る金融機関等への預貯金調査や、他市町村への実態調査、窓口対応などを行っております。決算額は臨時職員４名分の賃金、社会保険料、雇用保険料で 482 万 319 円を支出した内容となっております。04 茨城租税債権管理機構運営事業、19 節茨城租税債権管理機構負担金でありますが、予算額 758 万 1000 円、支出済額同額となっております。高額な滞納者や徴収困難案件の滞納整理等事業を実施するために要する運営負担金となっております。28 年度、機構が徴収した金額につきましては、納税課の資料の 14 になりますが、3274 万 9423 円となっております。負担金の約 4.3 倍になっております。

以上で、納税課に係る説明を終わります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

個人市民税の均等割と所得割について、資料をいただきました。所得割も若干伸びていますよね。それから、均等割も若干伸びていると思うのですが、対象人数がふえたというふうにおっしゃったと思うのですが、対象人数は前年度と比較してどのくらいふえたのですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

平成 27 年度２万 776 人、平成 28 年度２万 841 人、65 人増加しております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちなみに、個人市民税の均等割というのは、幾らぐらいでしたっけ。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

お一人 6,000 円となります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

法人市民税及び均等割も含めて、こちらのほうも若干均等割が減っているんですね。法人市民税の均等割が。いわゆる所得割みたいなもの、こちらのほうはふえております。景気の動向によってそういうことになると思うのですが、まず、均等割が減ったというのは企業が減ったというふうに認識してよろしいですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

市の法人数、平成 27 年度 921 法人、平成 28 年度 900 法人となりまして、21 法人減少しております。廃止だったりするものもあろうかと思いますが、それに加えまして、均等割の減少につきましては、資本金及び従業員数によって、均等割は区分が分かれているわけですけれども、360 万円だった法人が、資本金が減少になったことによりまして、18 万円の均等割になったということがございました。そういった法人が２法人ありますので、大きく均等割が減少になったという状況でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、所得割というか、税割のほうがふえているのは、主にどういうところがふえているのか。前はエアバッグをやっているところがふえたというのがあったと思うのですが、今回はどういうところが増額になっているのか、それとも全体的にふえているということなのでしょうか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

業種別で申し上げますと、建設業、製造業が増加している状況がございます。また、全体としましてですが、先ほどお話ししました、平成 28 年度の 900 法人のうち、500 万円以上納めている法人が、平成 27 年度は 13 法人であったものが、平成 28 年度において 21 法人となっておりますのでそういった状況で多くなったというふうに捉えております。

○川村成二委員長

そのほかにありますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

休憩してもらったほうがいいと思うんだけれども、いいの。

○川村成二委員長

終われば終わりますので、続けてください。

○古橋智樹委員

軽自動車の今の区分になったのは、平成28年1月でしたっけ、4月から施行でしたか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

課税としましては、平成28年度からとなりますので、4月1日に所有となった方が課税対象となっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

条例提案のときに質疑やればよかったんですけれども、内訳をみると、軽の中でもエコ分の割合があって、さらにその中、乗用か貨物か、さらにはその乗用貨物の中に営業用か自家用かという区分があるんですけれども、実際に軽自動車買うときにどれをお選びになりますかということもなしに買っている方が大概だと思うんですよね。金額も結構税率も違いますよね。だから、営業用の貨物が一番安いんでしょうけれども、貨物は運行許可とかそういう基準で選んでいるわけですよね。乗用は営業用か自家用かと分けると、個人事業の方がどうなるのかとか、法人の名前で車を登録しないとどうなるかというんですが、そのあたりの整理って1年度施行した中で問い合わせとかそういうものはあったのですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

特別に自家用で営業用か自家用かいうほどの問い合わせではないんですけれども、税率がどのようになるかという問い合わせ等は来てございます。市へ登録した台数につきましては、自家用の乗用車というのがやはり増加している傾向がございます。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

個人事業用は自家用なのですか、営業でいいのですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

全てとは言えない部分があるのですけれども、個人で登録、あるいは使用状況で乗用であれば乗用というふうになろうかとは思います。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

これは、全国の市町村同じにやっているわけですよね。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

税率自体は同じ額となっております。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

いずれ課税実態と違うというような指摘があったり、それで返還を求めるとか、違うんじゃないかとかいろいろクレームとか、そういうのがいずれ起きてくるかもしれないので、そのあたりは税務課のほうでよく根拠で分類しておいたほうが後々のためかなというふうに思った次第です。

ちょっとほかに聞きたいんですけれども、太陽光の影響を大分固定資産のほうでお話ししたんですけれども、土地のほうで、田畑、宅地、山林、その他、これの移動件数前年比教えていただけますか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

田になりますが、平成 27 年度面積で２万 3258 平米……

［平成 28 年度と発言する者あり］

○税務課長（松延孝之君）

平成 27 年度です。平成 27、28 年度を比較しますと……

○川村成二委員長

ちょっと待ってください。

発言していない方が勝手に進めないでください。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後１時から再開いたします。

休　憩　　午後　０時０３分

再　開　　午後　０時５８分

○川村成二委員長

それでは、再開いたします。

市民課長より説明の申し入れがありましたので許可します。

市民課長　小松﨑良江君。

○市民課長（小松﨑良江君）

すみません、よろしくお願いします。

午前中の審議の中で、古橋委員より、外国人の世帯数ということでお話をいただきました。平成 28 年度末のところで、外国人の世帯数は 694 世帯となっております。

○川村成二委員長

それでは、午前中の質疑の継続をします。

説明を求めます。

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

異動件数というご質問をいただきましたが、大変申しわけございませんが、資料等、データ等で現在において件数というのが出ませんので、面積等で申し上げたいと思います。平成27年度から28年度にかけまして増加した地目ということで、宅地のほうが田から宅地に変わっている状況がございます。こちらはおよそ２万平米宅地と変わっております。それから、区分で言いますとその他雑種地の部分でありますが、こちらが14万8000平米変わっている状況です。こちらはやはり償却資産の設置に伴い雑種地になっているということで変わっているもの、増加しているものと考えるところです。

以上です。

○川村成二委員長

そのほか質問ございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

徴税にかかわるもので、臨時職員の話が２カ所くらい出てきたんですけれども、そのときに人数が正確にわからなかったので、例えば平成27年度、平成28年度とふえたとか減ったとか、そういうのを合わせて徴税関係での臨時職員の数について教えてください。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

臨時職員の数につきましては、平成27年度、平成28年度とも同数であります。

［数について発言する者あり］

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

電話催告員が２名と事務補助員が２名の合計４名です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

その４名というのは収納未済額のところで話がされたんですよね。市税賦課事務事業に賃金があるのですが、これは別なんですか、90ページ。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

決算書90ページにございます03市税課事務事業（政策）にあります７賃金につきましては、税務課でお願いしている臨時職員への賃金でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何人ですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

１年間お願いしている方が３名おりまして、そのほか３カ月という短期でお願いしている方が何名かいらっしゃいます。１月から３月で５名というような状況、それから４月から６月にかけて３カ月で３名という状況でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、小松﨑市民課長が答えた５名というのがふえたという話をしましたけれども、これとは別に今言った臨時で短期的な方が２名、あとは長期的に３名、５名というふうに理解してよろしいですか。

○川村成二委員長

市民部長　櫻井　清君。

○市民部長（櫻井　清君）

市民部のほうはそれぞれ臨時職員がいます。税務課では現在２名。臨時的に冬の期間５名になったり３名になったり。だから、プラスで７名だったり５名だったりする期間がありました。納税課は臨時催告員という電話でお願いしている人が２名。あと通常の事務をやっている人が２名。千代田窓口センターでは通常の事務で今２名います。それから、中央出張所に２名、それから霞ヶ浦窓口センターに２名。あと、国保年金課は今３名です。ということで臨時職員です。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ふるさと納税の控除の影響額というのは、平成 28 年度幾らかわかりますか。ほかの市から来るんじゃなくて、うちの市民としてほかに出ているのですか。

○川村成二委員長

税務課長　松延孝之君。

○税務課長（松延孝之君）

ふるさと納税に関しましては、平成 28 年度の業務が政策経営課、平成 29 年度から地方創生が担当している状況です。詳しいデータはございませんが、税務課で確認している内容につきましては、市に寄附をしていただいた方が 205 名……

〔古橋委員「いいです。外から来るのは地方創生のほうでありましたから」と呼ぶ〕

○税務課長（松延孝之君）

控除額としまして、その寄附によって市民税において 800 万円ほどの控除額という数字はデータとして持っております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

茨城租税債権管理機構について、前にも国保税がかなり重い負担になっていると。占める割合が大きいということです。それから、これを見ますと延滞金も大きいんですよね。租税債権機構に持って行くという件数は 22 ですが、どういうタイミングで租税債権機構に委託するというような形になるの

ですか。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

これは、機構に移管する前に予告文書を事前に通知しまして、それで納税を促すわけなんですけれども、それでも納めなかった場合については機構に移管というようなことになっております。文書でやっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それはそうなのでしょうけれども、租税債権機構に持って行くというのは、かなり厳しい状況になると思うのです。ですから、かすみがうら市できちんと納税相談をやれるように持って行くためには、本人との接触まで結びつけなきゃいけないのじゃないかなと思うんです。本人の接触が全くなしで租税債権機構に持って行くのは問題なんじゃないかなと思うのですが、この租税債権機構に持って行った件数の中で、本人と直接接触して租税債権機構のほうに委託したのかどうか、それについて教えていただけますか。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

本人と直接接触した件数ということなんですけれども、これについて今ちょっと手持ちの資料がございませんので、あとから報告したいと思います。

納税相談につきましては、その都度行ってはいるんですけれども、相談をやって履行がなかったものが主な内容かと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、本人とのきちんとした接触を続けてからでないとやっぱり問題だというふうに思うんです。その件数の 22 のうちどのくらいなのかは教えていただきたいと思います。特に、この国保税がすごく重い割合になっていますよね。そうすると、この国保税が納税者の大きな負担になっているように思われるのですが、この 22 件のうちほとんどが国保税の負担割合が多いというふうに見てよろしいですか。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

そのとおりです。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私のデータじゃないのですが、2014 年のほうのデータで、やっぱり国保税が払い切れないということで差し押さえという状態が全国的な調査があったのですが、当市の場合は差し押さえている場合は、

市民税、県民税もありますし、固定資産も軽自動車もあると思うのですが、主に国保税によって差し押さえというのが大きいんじゃないかというふうにものすごく思われるのですが、これについては、差し押さえ件数と差し押さえの税の種類についてのデータはございますか。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

差し押さえの状況につきましては、預貯金、給与、交付税の還付金、年金等を実施しておりまして、全体で件数が 271 件、金額が 3289 万 4377 円を実施しています。

以上であります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私の質問に答えていないのですが、つまり差し押さえするときの税の種類、固定資産税なのか今言った個人市民税なのか国保税なのか。特に、国保税なんかは重いんじゃないかなということなんです。そういう種類別に差し押さえ、もしくは全部含めて差し押さえというふうな形になっているのか。できれば、国保税に特化して差し押さえというのが何件あるか、それはわかりますか。ちょっと差し押さえのことについて聞くからねと言っておいたので、その準備されているのかなと思ったのですが。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

これは国保税だけではなく、全部を含めた形での差し押さえになっております。国保税の何件というのはちょっと今、資料を持ち合わせていないので、後からお示しいたします。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうすると、私もいつも提出してもらっている未納段階の３カ月統計というのがありますよね。これには固定資産税、市・県民税、軽自動車税とありますが、例えば金額を見ると 10 万円以上から 10 万円未満というのが上の 100 万以上から 300 万未満、300 万以上というのと大体金額的には同数なんだよね。人数的にはもう圧倒的に 100 万以上の方の合計で 37 件でしょ。こういうところの対策というのはどうなさっているんでしょうか。やはり、少額の場合はなかなか件数が大きいですが、こういうところの納税の徴収なんかはどうなっていますか。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

金額が大きいものにつきましては、例えば債権管理機構のほうに移管をするような形で実施をしております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

22 件なんだから、こちらのほうは固定資産税だけでも、今言ったように合計で 4000 万円でしょ。

市民税、県民税のほうだって100万円以上の人たちは70人ぐらいか。これは2800万円じゃないですか。そうすると、租税管理機構には一定の基準か何かがあるんでしょ。件数はマックスがあるみたいなので、マックスの中でしかやらなければずっと漏れるということになるんじゃないですか。そこら辺はどうですかということなんです。

○川村成二委員長

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

金額が小さいものについては……

〔佐藤委員「大きいほうで言っているの。小さいのはいいの」と呼ぶ〕

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

大きいものについては、先ほどの機構のほうに移管したりということで行っております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私の質問の意味がわからないかな。だって、件数は22件という限度が、毎年22件という限度で債権機構はやっているんじゃないですか。それとも、もう50件でも60件でもオッケーですよというわけじゃないじゃないですか。この市民税と固定資産税だけでかなりの人数になっちゃうんじゃないですかということを言っているんです。だから、こちらのほうは意外と接触しやすいのじゃないでしょうかと、金額が大きいのについては。もう500人、600人は大変だけど、50人そこそこだったらきちんと接触だってできるんじゃないか。そこはなぜ、どうして納められなくなっているのかということも含めて調査がやっぱり必要だと思います。そうしなければ、ずっとこのままになっちゃうんじゃないですか。債権機構はあくまでも限度があるんじゃないですか、限度はないのですか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時１６分

再　開　　午後　１時１７分

○川村成二委員長

再開いたします。

市民部参事兼納税課長　豊﨑光彦君。

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

金額が大きいものについては、その都度納税相談等は行ってはいるんですけれども、この中にも分納ですとかやっている人も中にはいます。それでも金額が大きいためにこのような件数になっております。

それと、機構に関する件数なんですけれども、20件という枠は決まっていまして……

〔佐藤委員「20件と額は」と呼ぶ〕

○市民部参事兼納税課長（豊﨑光彦君）

額は決まっております。

○川村成二委員長

市民部長　櫻井　清君。

○市民部長（櫻井　清君）

いろんなことで納税相談とかありますよね。そうすると、どうしても納税できないという方については、まず自分の資産関係、預貯金とか給与とかそういうところの差し押さえをして、それは両サイドで承諾のもと、それで少しずつ払っていってもらいますよと。あとは、土地とか建物があった場合には、どうしてもどうしようもないということであれば、そういうものも差し押さえさせていただきますよと。それも本人と了承して納得済みの場合にそういうふうに行います。

あと、やはり金額が大きくて、どうしても支払いができない、あと悪質な場合、そういうものも入れたら20件となって債権機構のほうにお願いしていくと。それについてはそれぞれ本人の了承は、文書とか実際に電話とかそういう形で了承を得ながらやっているというのが現状であります。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

それでは、私のほうから国保年金課分について説明させていただきます。

まず、一般会計歳入の決算書から説明します。

決算書25、26ページをお開きください。

14款１項１目５節国民健康保険事業費負担金4290万1798円。こちらは保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援となっており、国が２分の１、県と市が４分の１ずつ負担する金額となっております。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。

下の段になりますが、14款３項２目１節の社会福祉費委託金1050万6085円、国民年金事務費交付金、こちらにつきましては、人件費分を含む国からの交付金となっております。金額については27年度とほぼ変わっておりません。

続きまして、33、34ページをお願いします。

15款１項１目４節国民健康保険事業費負担金１億2845万2780円。こちら低所得者に対する保険料軽減分支援分の補塡となっております。先ほどの支援分として国のほうが２分の１で、支援分としたものが県のほうが４分の１、それから軽減分に対しては県が４分の３、市が４分の１負担となっております。こちらの金額につきましては、平成27年と比較しまして240万円程度ふえております。

続いて、その下、５節後期高齢者医療事業費負担金6255万6321円。こちらは低所得者に対する保険料軽減分の補塡ということで、県が４分の３、市が４分の１となっております。こちらにつきましても、平成27年度と比較しまして約140万円程度の増となっております。

続きまして、次のページ、35ページ、36ページをお願いします。

15款２項２目３節医療福祉費補助金１億1206万5000円。こちらは医療費のマル福分の県の補助金と、それから審査支払い手数料の補助金となっております。平成27年度と比較しまして、両方で166万程度ふえております。

続きまして、41ページ、42ページをお開きください。

16款財産収入ですが、１項２目の利子及び配当金ということで、備考欄の上から３つ目のところに

高額療養費貸付基金利子ということで179円。こちらの高額医療に対する貸付金を設けていますので、そこの預金利息となっております。

続いて、45ページ、46ページをお開きください。

下のほうですが、18款２項１目１節国民健康保険特別会計繰入金１億4224万1673円。こちらにつきましては、平成27年度に一般会計から国保特会のほうへ繰り出しました繰入金について、精算による返納金分です。こちらを国保特会から一般会計のほうに戻している金額となっております。27年度は金額的に54万4000円ぐらいだったのですが、26、27については基金のほうに１億5000万円程度ずつ繰り入れさせていただきましたので、28年度についてはそちらのほうが戻ってきた形で、こちらも金額が大きくなっているような状況です。

続きまして、47ページ、48ページをお願いします。

一番上の段、18款２項２目１節後期高齢者医療特別会計繰入金42万2731円。こちらも平成27年度に一般会計から後期特会へ繰り出した繰出金の精算による返納金ということで、事務費分の返納金となっております。

続きまして、51ページ、52ページをお願いします。

真ん中のほうなのですが、20款５項４目医療福祉費返納金。こちら2594万7778円。こちらにつきましては、マル福該当者の方で高額医療に該当するような方が、国保特会とか後期特会のほうから高額医療にかかった分の戻し分がありますので、そちらの金額。それから第三者納付金につきましては、マル福受給者の方で、事故等そういった形で相手方に過失があって、マル福で負担したものを戻してもらう。不当利得返納金についてはマル福が喪失したにもかかわらずマル福を使ってしまった場合、医療機関のほうに返納がきかないものについて本人に請求すると。

その下、診療報酬の返還金については、県のほうの医療機関への監査等で返還を生じたものの金額となっております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出のほうに移りたいと思いますが。

まず、事務事業シート、こちらのほうの55ページをお願いします。

こちら医療福祉制度の充実ということで、医療保険制度、俗にいうマル福制度の状況となっております。こちらも県補助業務を除いた市単独で補助している分についての金額となっております。平成28年度の支出につきましては、共済費賃金、役務費とありますが、扶助費のほうが3761万円となっております。

続きまして、平成27年度と比較しますと、それほど歳出のほうは変わってございません。

後ろの指標ですが、活動指標としては広報誌を発行し、制度の周知を図る。それから、その下、外来自己負担金の助成ということで、外来自己負担600円の助成などをしております。

制度周知につきましては、平成28年10月に制度改正がありましたので、広報誌、それから個別に該当者には通知をしておりますので、そういった対応をとらせていただきました。

それでは、決算書に戻っていただきまして、ページ75、76ページをお願いします。

下のほうになりますが、２款１項６目財産管理費の中で、下から２段目に高額療養費の貸付基金繰出金ということで、先ほど歳入のほうでもありました179円の利息のほうを一般会計から歳出して、通帳のほうに入ったような形になります。

続きまして、101ページをお開きください。

101ページ備考欄真ん中なのですが、３款１項１目社会福祉総務費の備考欄の13、国民健康保険特

別会計繰出事業ということで、３億 5932 万 8519 円。平成 27 年度と比較しましてマイナス１億 2600 万円程度となっております。こちらは、職員給与費事務費ルール分と呼ばれるものと、その他赤字分を繰り入れたものを合計額として支出をしております。

続きまして、109 ページ、110 ページをお願いします。

３款１項４目国民年金費、備考欄の職員人件費 611 万 7050 円、それから、02 の国民年金事務事業６万 2620 円ということで、こちらは前年度と特別変わっておりません。

その下、５目の医療福祉費、備考欄の 02 医療福祉事業。こちらは県補助金となりますが、２億 5908 万 6501 円。28 年 10 月に所得制限が緩和されましたので、影響としては金額的にはさほど大きくはならなかったのですが、１年通して制度が改正されておりませんので、そういったことで前年度より若干支出のほうがふえているような形になります。

続きまして、111、112 ページをお願いします。

04 医療福祉事業の市単独事業ということで 4004 万 7737 円。こちらもほぼほぼ前年同額となっております。

その下、３款１項６目老人医療費の中の 03 後期高齢者医療事業４億 5399 万 1589 円。こちらにつきましては、茨城県の後期高齢者医療広域連合への負担金と、それから茨城県の後期高齢者広域連合への繰り出すお金のそちらを特別会計の市の後期特会のほうに繰り出す４億 4000 万程度の金額となっております。

以上が国保年金課に関する状況となります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

前にも聞きましたけれども、保険基盤安定負担金というのは今言われて、国が２分の１で、県が４分の１で、市が４分の１というふうになっていますが、これはいわゆる国が低所得者に対する 1700 億円のうちの内訳としてこれがあると思うのですが、金額的にはどういうふうに見たらいいですか、収入としては。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

先ほど 25 ページのほうで説明させていただきました国の２分の１というのが 4290 万 1798 円というのが国のほう、それと県のほうがその４分の１ということで 2145 万 899 円が入ってきています。

県のほうは 33 ページです。33 ページに１億 2800 幾らというふうになっておりますが、このうちの支援分という４分の１分は 2145 万 899 円､それとは別に軽減分という４分の３のもの１億 700 万 1881 円が合計して入っているのですけれども、このうちのさっき言った国の２分の１と県の４分の１、二千百何万、それから市の 2100 万。それが国民健康保険特別会計のほうへ繰出金として繰り出しているような形になっています。国から入ってきて、それでその中身ということですが、この計算については、７割、５割、２割の対象者数に応じて、国のほうの支援率というのが決まっていますので、そちらの金額分を計算して、市のほうが申請して、それに対する国が２分の１という形でお金が入ってきているような形になっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だからいいよ、こまかいところまで今説明したって、書きとれないじゃないか。だから、金額がいわゆる低所得者に対する２割、７割、５割はいいですよ別に、軽減分なんだから。総額的には普通は入って来ないお金でしょ。それが 1700 億円の一部が当市に入ったということだから、その金額が幾らなのですかと聞いているんだよ。普段はないわけでしょ、平成 27 年から始まったんだから。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

今までもずっと入っておりますが、1700 億円を国が負担をふやすことによって、計算の仕方を変えて、多く戻すような形で国のほうの計算式が変わっていますので、当初平成 26 年よりは、決算書を持って来ていないのであれなんですけれども、金額はふえています。一般質問のときにもお答えしておりますが、１人当たりの影響額としては二千幾らという話で前に答弁したと思うのですが。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、平成 26 年度と比べたら平成 27 年はふえたわけでしょ。私が一般質問なんかで言ったけれども、総額的には幾らになったんだかというのは今出ないということですね。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

すみません。資料を持ち合わせていませんので、ちょっとお答えできません。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

一般質問の中で１人当たり 2500 円ぐらいというような言い方をしたわけでしょ。確認してください。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

金額がちょっとあやふやで申しわけないのですけれども、そういった答弁になったと思います。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、実際に所得制限が平成 28 年から県のほうが平成 28 年 10 月から変わった……

［マル福について発言する者あり］

○佐藤文雄委員

マル福ですね。これの説明の資料がありましたよね。これちょっと本当にわかりにくので、簡単にわかりやすく教えていただけますか。どういうふうに改善されているのかということを教えていただけます。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

一般会計の決算審査特別委員会の資料ということですよね。こちらでまず平成28年10月から変わりましたのは、妊産婦の所得制限、それから小児の所得制限になっています。妊産婦と小児です。小児につきましては、平成27年4,337人から4,534人ということで、200人以上月平均としてはふえておりますが、こちらのほうもふえたのが10月分の医療費請求ですから、半年分はこの数字の中には平均していますのでふえていませんが、それだけでも当初の人数よりはふえております。それで、ことしの４月のときに佐藤委員のほうから一般質問があって、こういった被保険者数の数字を出していると思うのですが、そちらの数字で言いますと、平成29年ですね、今年度に入ってからなのですが、４月の段階で小児が4,661人と人数的には大分ふえているような形になっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成28年度の決算だから、平成29年度はいいと思うんだけれども、平成28年度は実績にはこの一般会計には影響しなかったというふうに見ていいのですか。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

医療費が10月分以降のものになりますので、医療費としては10月分の請求というのがこちらに来るのが２カ月おくれなのです。そうすると、平成28年度決算では６カ月のうち４カ月分だけ多くなった月が医療費のほうに含まれているということになっております。それで、金額的には平成27年度よりはふえているような形になっています。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成28年度は決算としてはふえたという形になってしまうということですね。

○川村成二委員長

国保年金課長　元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

そのようになります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いします。

（説明部署の入れかえ）

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時４２分

再　開　　午後　１時４４分

○川村成二委員長

再開いたします。

次に、議案第 46 号のうち、保健福祉部の所管に係る部分を議題といたします。

説明を求めます。

保健福祉部長　寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

保健福祉部なのですが、社会福祉課、介護長寿課、健康づくり増進課、子ども家庭課の４つほど所管しております。順次説明をさせていただきます。

最初に、社会福祉課関係につきまして、課長の吉田から説明しますのでよろしくお願いします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

社会福祉課、吉田です。よろしくお願いします。

初めに、歳入決算につきましてご説明いたします。

決算書の 23、24 ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料、２項２目１節民生手数料、生活保護受給証明書交付手数料 11 件分で 2,200 円の収入となります。

25、26 ページをお願いいたします。

14 款１項１目１節社会福祉費負担金、収入済額３億 7425 万 4165 円。備考欄につきましては、障害がある方が日常生活を営むために必要となる多様なサービスの費用に要する負担金と、障害者医療費等の過年度精算金でございます。特別障害者手当等給付費負担金、国庫負担が４分の３でございます。そのほかにつきましては国庫負担が２分の１となります。

続きまして、４節生活保護費負担金、収入済額４億 1016 万 9400 円。生活保護扶助費と生活困窮者の自立支援に要する負担金でございます。それぞれ国庫負担４分の３となります。

続きまして、２項国庫補助金、27、28 ページをお願いいたします。

２目１節社会福祉費補助金、備考欄上段を除く１億 5205 万 8000 円が当課分の収入となります。障害のある方の日常生活に必要なサービス等の費用と、臨時福祉給付金に要する補助金でございます。地域生活支援事業補助金、国庫補助が２分の１でございます。臨時給付金給付補助金につきましては、全て 10 分の 10 となります。

３節生活保護費補助金、収入済額 691 万 9000 円。生活保護相談員と就労支援員の報酬及び生活困窮者の相談等に要する補助金でございます。こちらは４分の３と２分の１となっております。

続きまして、31、32 ページをお願いいたします。

７目１節社会資本整備総合交付金、備考欄の２番目、社会資本整備総合交付金のうち 16 万 4000 円が当課分の収入となりまして、住宅等災害給付資金利子補給金に要する補助金でございます。こちらは国庫補助２分の１となります。

３項国庫委託金、２目２節児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務取扱交付金 12 万 2543 円。特別児童扶養手当支給者 67 名の事務費に要する委託金でございます。１件当たり 1829 円の交付金となります。

続きまして、15 款県支出金、１項、33、34 ページをお願いします。

１目１節社会福祉費負担金、収入済額１億 7415 万 9850 円。障害がある方の日常生活に必要とする多様なサービスの費用に要する負担金でございます。それぞれ県負担４分の１となります。

続きまして、３節生活保護費負担金、収入済額 280 万 7462 円。生活保護扶助費に係る負担金で、現在地保護に要するものでございます。こちらは県負担４分の１でございます。

続きまして、２項県補助金、２目１節社会福祉費補助金、収入済額 462 万 6953 円。こちらも障害のある方の日常生活に必要なサービス等の費用に要する補助金でございます。

民生委員推薦会交付金、こちらは１人に付 1800 円の補助になります。地域生活支援事業、こちらは県補助４分の１。在宅障害児福祉手当、被災住宅復興支援事業、こちらが県補助２分の１でございます。補聴器購入支援事業につきましては、県補助が３分の１となります。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

一番下になります。３項県委託金。39、40 ページをお願いします。

２目１節社会福祉統計調査費委託金､収入済額１万 9060 円｡こちらは調査事務費等に要するもので、保健、医療、福祉、所得等の生活実態を明らかにするための調査を厚生労働省が実施しております。それぞれ県支出 10 分の 10 となります。

続きまして、２節障害者福祉費委託金、こちらは収入済額 144 万円。心身障害者扶養共済年金交付金といたしまして、心身障害者６名に支給をしております。県支出が 10 分の 10 となります。

続きまして、41、42 ページをお願いいたします。

４項県交付金、２目１節災害救助費繰替支弁交付金、収入済額 295 万 5750 円。東日本大震災被災者への応急仮設住宅借り上げに要する交付金でございます。3 世帯で 11 名の方が避難されておりました。県交付金が 10 分の 10 となります。

51 ページをお願いします。

20 款５項７目１節雑入、56 ページをお願いします。

上から７段目になります、生活保護法による返還金。交通事故による保険金受領など、資力がありながら保護を受けたの場合の返還金でございます。

58 ページをお願いします。

真ん中下になります。やまゆり館指定管理者納付金、基本協定に定める 150 万円を超えた利用料金の 10%分の収入でございます。

続きまして、生活保護法第 78 条による徴収金。常用収入の未申告などによる徴収金でございます。

収入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして事務事業シートよりご説明いたします。

事務事業シート 61 ページ、62 ページをお願いします。決算書は 100 ページになります。

やまゆり館管理運営事業 1911 万円。やまゆり館指定管理委託費として 27 年度から５年間、社会福祉協議会に委託し、施設の維持管理、高齢者の健康づくりや子育て支援の場として利用促進を図っております。指標にございますように、健康づくりコーナーの利用は 9,911 人と増加していますが、子育てルーム利用者につきましては１万 8887 人と減少しております。年間利用者につきましては４万 8295 人となりまして、前年比で 98%の利用率でございます。ＰＲ活動としまして、ホームページやフ

ェイスブックを随時更新し、施設紹介、イベント等の情報提供、季節に合わせた施設の飾りつけ、一般利用者やリピーターへの利用促進などに努めております。

63、64 ページをお願いいたします。

民生委員・児童委員制度運営事業 384 万円につきましては、地域住民の福祉向上に努めている 87 名の民生委員・児童委員の活動を積極的に協力援助するため、運営費の一部を補助するもので、各種研修会等に参加することで、市民からの相談等に対しての対応能力の向上を図ることを目的としております。要援護者などの安否確認、相談等につきましては年間 7,162 件の活動を行っております。

続きまして、65、66 ページをお願いいたします。

戦没者英霊顕彰事業 156 万 6000 円。こちらは戦没者の英霊顕彰と遺族の福祉向上を目的として、遺族会へ 134 万円の補助。扶助費としまして市内に住所があり、恩給法、遺族等援護法、特別弔慰金支給法の対象とならない遺族 163 名に遺族弔慰金支給金を支給しております。事業といたしまして、県の護国神社行事への参加や視察研修、市内各地区の戦没者追悼式などを行い、追悼式には 9 地区で 127 名の参加がございました。また、台湾への海外戦地慰霊巡拝には 10 名の会員が参加しております。

続きまして、67、68 ページをお願いします。

福祉・関係団体等活動推進事業の 4928 万 3000 円。市保護司連絡協議会、市社明運動推進委員会、市更生保護女性の会、社会福祉協議会の４団体への補助金でございます。福祉団体が実施する各種事業に要する経費の一部を補助することで活動が促進され、住民福祉の向上が図れるものと考えております。

続きまして、69、70 ページをお願いします。

臨時福祉給付金給付事業（政策）4275 万 8000 円、消費税引き上げにおける低所得者への適切な配慮として、個人住民税非課税者一人につき 3,000 円、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方には３万円を加算し、給付する事業でございます。対象者 5,958 名で 2405 万 4000 円を支給しております。そのうち、基礎年金等の受給による加算者は 206 名、618 万円の支給でございます。

その他、臨時職員の賃金と給付金システム改修などのよる費用でございます。

71、72 ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金給付事業年金生活者支援。こちらは 27 年度の簡素な給付措置支給対象者で、28 年度中に 65 歳以上になる方に対し、１人に付３万円を支給する事業で、対象者 3,720 名、１億 1160 万円の支給でございます。

73、74 ページをお願いいたします。

障害者給付事業（政策）448 万 2000 円、障害者及び障害者の介護をする同居者と、その家族の生活に係る経済的負担の軽減を図るため、難病患者福祉金として指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方 192 名に年額２万円を助成しております。また、障害者手帳に申請に必要な医者の診断書の交付を受けた方 92 名に 5,000 円を限度に２分の１を助成しております。

75、76 ページをお願いいたします。

障害者自立支援事業、事業費 105 万 2000 円。障害者計画、障害福祉計画策定業務委託と障害の方が自立した生活を送るために必要な助成を行う補装具費用負担額助成事業に要するもので、下肢装具、補聴器及び車椅子等の購入費の１割が個人負担で、その個人負担分の２分の１を助成いたします。49 名の助成でございます。

77、78 ページをお願いいたします。

障害者地域生活支援事業 65 万 6000 円。生活の安定と経済的支援のため、日常生活用具の給付に伴

う費用負担額の助成に係る事業でございます。ストマと紙おむつにつきましては、基準額購入額の１割を助成しております。204 件の支出でございます。

続きまして、79、80 ページをお願いいたします。

障害者福祉活動促進事業。地域で自立して生活するために、障害者を中心として組織された市障害者福祉会で 15 万円、障害児の親を中心として組織された市手をつなぐ育成会へ 13 万円の活動費を補助しておりまして、障害者施設の訪問や、研修等の活動支援を援助しております。

事務事業シートからは以上でございます。

続きまして、決算書のほうに戻ります。

経常経費で 27 年度の比較で、100 万円以上の増減があった事業についてご説明いたします。

決算書 108 ページをお願いします。

３款１項３目障害者福祉費 05 障害者自立支援事業、支出済額７億 842 万 5138 円。こちらは地域での自立した生活を支援するための協議会や、障害者総合支援法を根拠とする障害者福祉サービス、更生医療などに係る事業でございます。

20 節の補装具費支給事業、障害福祉サービス事業、障害児給付事業が増加しておりまして、事業全体で約 4450 万円の増となります。

一番下の 07 事業、障害者地域生活支援事業、支出済額 4790 万 2881 円。市の地域生活支援事業実施要綱に基づく、相談支援、地域活動支援センター事業等に要する事業費になります。

110 ページをお願いいたします。

13 節の地域活動支援センター事業委託、相談支援事業委託、20 節日中一時支援事業が増加しておりまして、事業全体で約 318 万円の増となります。

131 ページをお願いいたします。

３款３項１目生活保護総務費になります。

134 ページをお願いいたします。

02 事業で、生活保護総務事業、支出済額 6965 万 7253 円。１節の生活保護相談員報酬、13 節生活困窮者家計相談支援業務委託、生活困窮者学習相談支援業務委託、超過交付返還金が増加しております。また、生活困窮者自立相談支援業務委託につきましては減となりますが、事業全体で約 1573 万円の増となります。

続きまして、２目扶助費、02 事業、生活保護扶助事業、支出済額４億 4560 万 6166 円、事業全体の減となりますが、主なものとしまして生活扶助費、住宅扶助費、介護扶助費、医療扶助費、施設事務費で、全体事業で約 4000 万円の減となります。28 年度末の保護者世帯数は 189 世帯で保護者数は 229 名となります。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後　２時０６分

再　開　　午後　２時０７分

○川村成二委員長

再開いたします。

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

事務事業シート67ページの28年度の事業内容の社会福祉協議会補助金5883万5000円につきましては誤りがございまして、決算書102ページの4886万5004円が正しい額でございます。よろしくお願いします。

○川村成二委員長

できれば下がった理由も合わせて。

○社会福祉課長（吉田　均君）

減額理由につきましては、職員の人件費といいますか産休で休んでおりまして、その分の経費ということになります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

生活保護の世帯数が減っていますよね。全体的にこの統計、平成24年から見ると減っていて、県内の市町村の平均保護率が9.4％であるにもかかわらず、当市は5.5ということですが、これについてはどのように見ればいいですか。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

当市におきましては、生活保護における65歳以上の高齢世帯と傷病者世帯を合わせた割合につきまして、約80％と高くなっておりまして、高齢者世帯の保護者が亡くなられたことや、就労支援などにより自立されたことが要因かと思われます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、新しく生活保護になった方はこの189件の中にはいないということですか。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

平成28年度の新規開始につきましては22件、廃止につきましては31件でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

189件のうち22件が新しく生活保護を受けた方だと。ということは、亡くなった方のほうが多いということなんですね。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

死亡等による廃止につきましては31件ということになります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

事務事業評価シートの63ページです。民生委員さん87人がいろいろ7162件の調査や支援の活動をしたということで報告ありましたが、民生委員さんの活動はふえる傾向にあるのか、減る傾向にあるのかその辺のところを昨年と比べてお願いしていただけます。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

民生委員の安否確認の訪問につきましては、平成27年度に比べまして若干減っております。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

次に、事務事業シートの65ページで、遺族会163人という報告でしたが、考えたら減る傾向にあるのかなと思うんですが、近年の状況。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

遺族会の会員につきましては、高齢化をしているというのもございまして、年々減っている状況でございます。現在、遺族につきましては560名が該当しているということでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

来栖委員。

○来栖丈治委員

事務事業評価シート79ページなんですが、ここに２団体、市の障害者福祉会と市手をつなぐ育成会という補助を受けている福祉の団体があるかと思うんですが、それぞれ活動人員、人数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

市の障害者福祉会につきましては会員数が34名でございます。手をつなぐ育成会につきましては、42世帯の構成となっております。

○川村成二委員長

来栖委員。

○来栖丈治委員

すみません、一緒に言えばよかったんですが、その団体の活動人数というのは減少傾向にあるのか、ふえる傾向なのか教えてください。

○川村成二委員長

社会福祉課長　吉田　均君。

○社会福祉課長（吉田　均君）

会員数、世帯数につきましては、減少、増減はございません。

○来栖丈治委員

はい、結構です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

介護長寿課長の幕内です。よろしくお願いいたします。

それでは、平成28年度一般会計歳入歳出決算、介護長寿課所管分につきまして、ご説明をいたします。

最初に歳入ですが、決算書に沿って説明をさせていただきます。

決算書19、20ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、１節老人福祉費負担金の老人ホーム入所措置事業負担金355万9619円は養護老人ホームに措置者10名のうち、年金収入のある方９名分の負担金となっております。なお、施設退所後に転出をいたしました１名の方の負担金が一部収入未済となっております。

続きまして、13款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料、１節庁舎使用料につきましては、あじさい館敷地内の地震観測地代等２万7251円が含まれております。

次のページ、21、22ページをお願いいたします。

５目教育使用料、９節あじさい館使用料520万8230円はトレーニングルーム、浴室、カラオケ等の使用料となっております。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、６節介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者第１階層の保険料軽減分の国庫負担分となっております。補助率は２分の１です。

29、30ページをお願いいたします。

一番上になります。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、４節老人福祉費補助金の地域介護福祉空間整備推進交付金は、交付金185万4000円は施設介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進に対する交付金となっております。

33、34ページをお願いいたします。

15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金、６節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金150万6600円につきましては、先ほどご説明いたしました県負担分になります。補助率は４分の１となっております。

35、36ページをお願いいたします。

２項県補助金、２目民生費県補助金、２節老人福祉費補助金の高齢者対策事業補助金44万2000円

は老人クラブ連合会や単位老人クラブへの助成に対する補助金となっております。補助率は３分の２でございます。

続きまして、47、48 ページをお願いいたします。

18 款繰入金、２項特別会計繰入金、５目介護保険特別会計繰入金 1549 万 5696 円は、前年度の介護保険特別会計の精算によります介護サービスの市負担金職員給与等の一般会計への返還金となっております。

次のページ、49、50 ページをお願いいたします。

20 款諸収入、３項１目貸付金元利収入、１節社会福祉施設整備資金等貸付金収入でございますが、こちらは平成２年に高齢者住宅資金貸付といたしまして貸し付けておりましたのでございますが、民法の規定によりまして時効の援用で不納欠損としております。

続きまして、51、52 ページをお願いいたします。

５項７目１節雑入で、備考欄の一番下になります自動販売機還元金、あじさい館にあります自動販売機還元金、内数になりますが、37 万 2633 円がございます。

続きまして、54 ページ、備考欄一番上になります。教室、講座及び大会参加料に内数といたしまして、トレーニングマシン講習受講料として 5500 円。

続きまして、備考欄中ごろになりますが、浴室用のタオル代といたしまして２万 4800 円。

続きまして、56 ページになります。

中ごろのところに、新治地方広域事務組合民生費負担金精算金といたしまして 147 万 1612 円。こちらは平成 27 年度老人福祉センター負担金の精算に伴う余剰金の返還でございます。

続きまして、58 ページ、備考欄一番上になります。寝具洗濯乾燥サービス事業費負担金 8,098 円は、当該サービスの個人負担分として費用の１割を収入としているものでございます。

２行目自動販売機電気料とこちらには内数であじさい館分３万 9423 円。その他といたしまして、あじさい館のコインロッカーオペレーション代等２万 5220 円が含まれております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

事務事業シート 81 ページになります。決算書につきましては 104 ページからとなります。

政策の高齢者対策事業といたしまして、高齢者の自立と生きがいのある生活を可能とするとともに、地域社会全体で取り組み、誰もが安心していきいき暮らせる福祉のまちづくりの推進を目的といたしまして、事業として県全体で進めております地域ケアシステム推進事業をメーンといたしまして、市の社会福祉協議会へ介護や障害、子育て支援の総合的な相談業務の委託をしております。こちらにつきましては、２名のコーディネーターの人件費、ケース検討会議の費用弁償が主な内容でございまして、平成 28 年度相談件数 164 件ほどございました。決算額は 1643 万 9239 円となっております。

続きまして、事務事業シート 83 ページをお願いいたします。

ひとり暮らしの高齢者対策事業といたしまして、65 歳以上のひとり暮らし、あるいは重度心身障者等の希望者を対象とした緊急通報システムが主なものでございます。こちらにつきましては、業者へ業務委託している内容でございます。年度内に新たに設置された方が 14 件で、年度末で 107 名の方が利用をされております。また、火災報知機につきましては２件ほど助成をしております。決算額といたしまして 269 万 2596 円となっております。

続きまして、事務事業シート 85 ページなります。

要援護者高齢者等サービス事業といたしまして、シルバー人材センター委託によります草取りや掃

除といった軽度生活支援。こちらは利用者が 75 名、寝具洗濯乾燥サービスが 10 件、65 歳以上の介護認定者や障害者等に初乗り分 730 円を助成する福祉タクシー利用料金助成が延べ 264 人の利用状況となっております。決算額は 333 万 8974 円となっております。

続きまして、87 ページになります。

長寿をたたえる事業につきましては、敬老と長寿を祝福する目的の事業であり、敬老式典開催に係る経費として、決算額が 457 万 531 円となっております。敬老式典の参加者は対象者の 70 歳以下の方 8,141 名中 812 名、9.97%でございます。主な費用といたしましては、弁当・茶菓子代、式典運営委託、バス借り上げ等を支出しております。

続きまして、89 ページになります。

高齢者クラブ運営費助成事業につきましては、高齢者の自主的な生きがい活動や健康づくり活動等の支援を目的とする事業でありまして、主なものは市老人クラブ連合会へ 212 万 4000 円、市単位老人クラブにつきましては、22 団体へ 88 万 8400 円を助成している内容でございます。また、高齢者の健康づくり事業補助金といたしまして、連合会実施の健康づくり事業に対し 20 万円の補助を行っております。決算額は 321 万 2400 円となっております。

続きまして、事務事業シート 91 ページになります。

シルバー人材センター運営費助成事業につきましては、高齢者の就業の支援や能力の積極的な利用を図り、生きがいづくりを目的としている事業でございまして、決算額は 700 万、かすみがうら市シルバー人材センターの助成となっております。

続きまして、事務事業シート 93 ページになります。

社会福祉施設整備事業につきましては、介護動作における腰部に係る負担を低減する介護支援用機器購入費の一部を、申請のありました２つの施設への補助となっております。決算額は 185 万 4000 円でございます。また、こちらには 28 年度完成予定の特別養護老人ホームへの建設補助金がございましたが、入札不調による設計見直し変更及び敷地表層土の予想以上の軟弱による重機転倒予防などの地盤調整に日数を要したことなどから、茨城県のほうで出ています建設補助金の繰り越しに合わせまして、2250 万円を 29 年度に繰り越しを行っている内容でございます。

続きまして、事務事業シート 95 ページになります。

居宅介護サービス利用者助成金につきましては、低所得者が居宅サービスを利用した場合に、利用者の負担額の４分の１を助成している内容でございます。訪問により介護や看護、入浴、通所リハビリなどを対象としておりまして、延べ 1,768 件の利用がございました。決算額につきましては 447 万 5558 円となっております。

続きまして、事務事業シート 97 ページになります。

あじさい館管理事業につきましては、あじさい館管理に関します業務を委託する内容で、トレーニングルーム活用業務委託につきましては、トレーニング機器の講習会の開催、あじさい館管理業務一括委託につきましては、受付業務、浴槽衛生管理、管内清掃、緑地管理などを委託した内容でございます。決算額につきましては 3071 万 4940 円となっております。

以上が介護長寿課の説明となります。よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳入のほうで、低所得者保険料の軽減負担金について説明していただけますか。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

低所得者保険料の軽減負担金につきましては、当市の介護保険料 11 段階に設定されておりまして、そこの第１段階に該当する方につきまして、本来ですと基準額に 0.5%を掛けて算出するところでございますが、そこの 5%から 0.05%を国と県で補助をして軽減するという内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうすると対象人数はどれくらいになっているんですか。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

平成 28 年度につきましては 1,860 名となっております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちなみに平成 27 年はわかりますか。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

1,840 名でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

金額的には国と県で、市のほうは関係ないということなんでしょうか。合計金額はどうやって見ればいいんですか、平成 28 年の軽減分。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

１人当たりになりますと 3,240 円が軽減される内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

福祉タクシーの件なんですが、実際に何枚支給していたんでしたっけ。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

タクシーにつきましては、730 円の助成する内容でございまして、タクシー券は 36 枚つづりとなっております。昨年度は延べ使用回数で 264 名の方が使用している内容でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

不納欠損なんかが滞納の問題で、２年の滞納しちゃうと自己負担の問題とか全額とかという問題があるんですが、実際に介護の滞納によってサービスが受けられなかったとか、ペナルティを課せられてしまったとかという方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○川村成二委員長

介護長寿課長　幕内浩之君。

○介護長寿課長（幕内浩之君）

ちょっと特別会計の内容なので資料を持って来ていないのですが。サービスを受けられないというはございません。ただ、負担が１割から２割になったりという形になるかと思います。ただ実数はちょっと。概数ですと 10 人ぐらいだと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　２時３３分

再　開　　午後　２時３９分

○川村成二委員長

再開いたします。

続けて、説明を求めます。

健康づくり増進課長　木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入のほうでございます。

決算書のほうをごらんになっていただきたいと思います。

決算書 29 ページ、30 ページをお開きください。

14 款５項３目衛生費国庫補助金で、１節保健衛生費補助金。こちらは、新たなステージが入ったがん検診の総合事業補助金で 21 万 6000 円が入ってございます。この内容につきましては、20 歳の子宮頸がん、さらには 40 歳の乳がん、こういった方たちを対象に無料のクーポン券を発行しているような状況でございます。

歳入の 35、36 ページをお開きしていただきたいと思います。

こちら 15 款２項県補助金で、３目衛生費県補助金、１節で保健衛生費補助金、備考欄で浄化槽の下の健康増進事業費補助金で 119 万 3000 円。さらにその下の地域自殺対策緊急強化交付金で 12 万 2000

円。その下におきます養育医療給付事業費補助金で183万9826円、こちらのほうを歳入してございます。

続きまして、49、50ページをお開きください。

20款諸収入、４項受託費事業収入、２目民生費受託事業収入でございまして、こちらにつきましては、１節後期高齢者の受託事業の収入としまして、620万720円を収入してございます。こちらにつきましては、後期高齢者の検診に係ります委託料でありますとか、事務事業費、さらにはデータの管理、こういったもののお金が入ってございます。

続きまして、次のページ、51、52ページをお開きしていただきたいと思います。

５目保健衛生費納入金としまして、検診、検査に係ります自己負担金、こちらのほうを収入してございます。602万5200円、さらには養育医療利用者の負担金としまして37万8120円を収入してございます。

続きまして、55、56ページをお開きしていただきたいと思います。

20款諸収入、５項の雑入で、７目雑入、さらに１節の雑入で、後期高齢者医療制度特別対策補助金としまして197万7882円。

続きまして、後期高齢者健康診査詳細項目の受診料としまして74万6600円が入ってございます。これらにつきましては、最初に申し上げました197万7822円につきましては、後期高齢者の人間ドッグに係ります事業費のほうをいただいてございます。

次の74万6600円につきましては、後期高齢者検診の個人の負担金となってございます。

続きまして、57、58ページをお開きしていただきたいと思います。

こちらも、１節雑入で、その他の項目で684万1962円がございますが、その中の8000円をつくば国際大学の学生の実習の受け入れの謝礼としていただいてございます。

歳入につきましては以上です。

続きまして、事務事業シートの政策事業、こちらのほうについてのご説明を申し上げます。

事務事業シート101、102ページをお開きしていただきたいと思います。

こちらにつきましては、後期高齢者の保険事業としまして、先ほど説明を申し上げました人間ドッグに係る内容が政策事業でございます。目的としましては、後期高齢者の医療制度、こちらを活用して健康診査、人間ドッグに係る受診費用の一部助成を行いまして、被保険者の健康の増進を図るとともに、介護の予防につなげていきたいというような目的で事業を行っておりまして、活動につきましては、補助金交付についての周知、こちらを行っております。さらには、人間ドッグの受診科目の追加の検討を行いまして、本年度より新たに心臓ドッグを追加しているような状況でございます。成果につきましては、目標人数62人でございますが、昨年度につきましては申込者が殺到しまして、補正をいただきながら対処をしまして、92人というような形で成果のほうは上げてございます。

続きまして、103、104ページをお開きしていただきたいと思います。

献血推進事業（政策）のほうでございまして、こちらにつきましては16歳以上の希望者を対象に献血を実施しておりまして、事業費につきましては協力者にも粗品を進呈しているような内容でございます。こちらの目的は、安全な血液の安定供給を図るために献血活動を行っていく事業で、活動内容としましては、献血の開催日数であるとか、実施、協力、こういったところを活動内容としておりまして、成果の目標としましては献血の申込者、さらには献血の協力者というようなことで事業のほうを行っております。事業費のほうにつきましては５万2380円、こちらのほうを支出してございます。ただ、こちらのほうが若干の目標値よりも数字が低くなっておりまして、28年度より事業費のほうを

上げていただきまして、周知や勧奨でありますとか、ＰＲ活動を展開しているような状況でございます。

続きまして、事務事業シート 105、106 ページをお開きしていただきたいと思います。

不妊治療費助成事業でございまして、体外受精でありますとか根治、顕微の授精によります不妊治療を実施している市民に対しまして、経済的な負担の軽減を図るということで助成金のほうを出してございます。ただ、これは県の事業に同化しておりまして、県のほうで申請をしていただいて、さらに市のほうに申請をしていただいて、事業費のほうを出しているというようなことでございまして、活動の内容としましては周知を行っております。さらには補助金の交付件数につきましては、昨年度 41 件で、大変喜ばしいことに妊娠された方が 9 人ほどございました。

続きまして、107、108 ページをお開きしていただきたいと思います。

こちらは各種検診の事業でございますが、福島の原発の関係での放射性物質の健康被害に対する市民の不安材料を軽減するというのを目的で、甲状腺の検査であるとかそういったものを行っておりましたが、内部被曝の検査でございますけれども、ここ数年利用者がおりませんので、決算書のほうにもこちらのほうは支出がないということで載ってございません。

続きまして、109、110 ページをお開きしていただきたいと思います。

健康づくり推進事業でございまして、市民の健康寿命を延伸するために、健康意識の高揚や健康づくりの事業を推進するというような目的で、健康増進計画の策定であるとか、健康体操指導士の育成、さらには近隣の病院、大学等の協力を経て、専門的な講演会、そういった形で行ってございます。

また、昨年度につきましては、健康カレンダーを新しい形の冊子形式にしまして発行したりというような形で、健康づくりについて事業をほうを行ってございます。こちらにつきましては、事業費が 684 万 7837 円ということで、当初予算と比べますと 200 万円程度不用額が出ているんですが、これにつきましては、健康増進計画の契約差金がそのまま出ているような状況になってございます。

続きまして、111、112 ページをお開きしていただきたいと思います。

任意の予防接種事業でございまして、感染の恐れのある病気の発生の蔓延を防ぎ、集団感染を予防することで医療費の削減を行っていくというような目的で行っております。こちらには成果活動につきましては子どものインフルエンザ、お子さんをインフルエンザから守ろうということで、任意の事業として行っておりまして、予診表の発送、さらには予防接種を実施しているというような状況でございます。こちらにつきましては、決算額が 1430 万 5591 円というような形になってございます。

以上が事務事業シートの事業内容についてご説明をもうし上げました。

続きまして、決算書のほうをごらんになっていただいて、決算書の 135、136 ページをお開きしていただきたいと思います。

こちらで先ほどちょっと説明ができなかった計上の理由のほうを簡単にご説明を申し上げます。

４款１項１目で備考欄 04 の事業でございまして、保険関係団体等への活動の促進事業としまして 7 万 8730 円を支出。こちらの保健師等の業務研究会等への出資と内容となってございます。

06 事業で休日緊急医療の対策で 1466 万 8578 円、さらに 07 事業で地域自殺対策強化事業で 24 万 5740 円、08 事業で上水道企業補助金としまして 2106 万円。

続きまして、17 の事業で、こちらのほうは新たに途中から入ってきた事業でございまして、17 他自治体の災害支援事業としまして、九州の熊本地震におけます災害に対しまして、当市の保健師を１名ほど派遣してございます。こちらについては急遽予備費で対応させていただきまして、支出につきましては 11 万 7495 円でございますが、主な内容としましては旅費とか交通費、その他となってござい

ます。

続きまして、137、138 ページのほうの２目母子保健事業で、2944 万 1934 円、妊産婦医療費等の医療機関等の検診費用等が主な内容でございます。

続きまして、05 の事業で養育医療給付事業で 298 万 5345 円を支出しておりますが、こちらは未熟児、低体重 2000 グラム未満のこういった形の入院に要した費用といったものの負担を行ってございます。

続きまして、３目保健事業の 02 の事業で、各種検診事業でございまして、こちら 3581 万 6284 円を支出してございますが、主な内容としましては各種がん検診等の委託となってございます。

続きまして、139、140 ページをお開きしていただきたいと思います。

先ほど政策のほうで、任意の予防接種の説明をさせていただきましたが、４目予防費で法定の予防接種、こちらを 8998 万 1072 円、こちらのほうを支出してございます。

続きまして、141、142 ページをお開きしていただきたいと思います。

こちらは保健センター費としまして、保健センター管理事業を 496 万 8880 円、こちらのほうを支出してございます。

健康づくり増進課事業のご説明を終了させていただきます。

○川村成二委員長

事務事業評価シート 113 ページの説明はいいですか。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

これは国保のほうで、特別会計のほうなものですから。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳入のところで、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金はどのように使われておりますか。

○川村成二委員長

健康づくり増進課長　木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

こちらは勧奨用の通知であるとか無料のクーポン券を一緒に発送してございます。対象者の方が 20 歳の子宮頸がんで 220 人の方、さらに 40 歳の方で 270 人の方に無料クーポン券を発送してございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

子ども家庭課長　大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

子ども家庭課の大久保です。よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入のほうから説明させていただきます。

決算書 19 ページ、12 款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金、２節児童福祉費負担金でございます。予算額が２億 2129 万円、調定額２億 2734 万 3080 円、収入済額が２億 2238 万 3430 円、不納欠損額が 114 万 3700 円でございます。主なものといたしまして、備考欄になりますが、公立保育所保育料の 7548 万 7400 円、私立保育園の保育料１億 1968 万 6300 円、飛びまして児童クラブの運営に係る負担金 1408 万 500 円となっております。

主なものを前年度と比較いたしますと、公立の保育料では 800 万円程度、率にしますと 9.7%になりますが減額となっております。要因といたしましては、多子世帯やひとり親世帯の軽減拡大による減額となります。私立の保育料につきましては横ばいの状況でございます。児童クラブの負担金につきましては 240 万円程度、率にしまして 15%になりますけれども減額となっております。減額要因といたしましては、霞ヶ浦地区の小学校の統廃合によりまして、再編されました児童クラブの登録者の減少、それから新たに設置されました民設の児童クラブへの転所等によるものでございます。

次に、13 款１項２目１節の大塚ふれあいセンター使用料でございます。収入額が８万 3935 円という状況です。

25 ページをお願いいたします。

国からの支出金となります。14 款１項１目２節の児童福祉費負担金でございます。主なものとしまして、児童手当交付金４億 5007 万 5999 円、こちらは児童手当の国の負担分でございまして、事業費の６分の４相当になります。

次の教育保育給付費負担金２億 1272 万 7911 円でございますが、私立保育園等での保育給付費に係る国の負担分でございまして、事業費の２分の１相当になります。

次に、３節児童扶養手当給付費負担金でございます。児童扶養手当給付費負担金 5378 万 1870 円につきましては、児童扶養手当の国の負担分ということで、給付費の３分の１相当になります。

決算書 27 ページをお願いいたします。

14 款２項２目２節の児童福祉費補助金でございます。高等職業訓練促進給付金等事業費補助金 270 万 3000 円につきましては、ひとり親家庭の親が就職するに当たりまして、資格職を持てるように支援する国庫補助となります。補助率は事業費の４分の３相当でございます。

次の、子ども子育て支援交付金 4454 万 1000 円、こちらは民間保育所等が実施しました延長保育等の事業、また放課後児童クラブ等の事業に充当する交付金になりまして、国の負担割合は３分の１相当になります。

次の保育対策総合支援事業費補助金 150 万円。こちらは保育士の業務の効率化を図るため、保育業務のＩＣＴ化を支援するシステムの導入経費について補助をするものでございまして、補助率は４分の３相当でございます。

決算書 31 ページをお願いいたします。

14 款２項６目３節の幼稚園費就園奨励費補助金 223 万 5000 円、こちらにつきましては私立幼稚園に在園する園児で、一定の条件におきまして保育料等を軽減するための補助金で、国負担分は３分の１となります。

決算書 33 ページをお願いいたします。

ここからは県の支出金というふうことになります。15 款１項１目２節の児童福祉費負担金でございます。児童手当交付金としまして 9980 万 3666 円。こちらにつきましては児童手当支給に係る県の負

担分でございまして、事業費の６分の１相当になります。

次の教育保育給付費負担金１億 1910 万 1837 円につきましては、私立保育所等での保育給付に係る県の負担金で、事業費の４分の１相当になります。

35 ページをお願いいたします。

15 款２項２目４節の児童福祉費補助金、すこやか保育応援事業補助金 330 万 4300 円、こちらにつきましては多子世帯の保育料の負担軽減を支援するもので、事業費の２分の１相当を県が負担するものでございます。

次の、施設型給付費補助金 1802 万 5640 円につきましては、認定こども園に在園いたします教育認定を受けた児童に係る施設型給付につきまして、新制度前後での費用負担への差額分を県と市がそれぞれ２分の１を負担するものでございまして、その県の分でございまして、認定こども園事業へ充当される補助金となります。

次の子ども子育て支援交付金 4010 万 7000 円につきましては、国の負担に付随する県の負担相当分で、３分の１相当となります。

次の民間保育所乳児等保育事業補助金 161 万 700 円。こちらにつきましては民間の保育園におけます１歳児の受け入れ体制強化の補助金でございまして、２分の１を県が負担するものでございます。

その他の収入といたしまして、51 ページをお願いいたします。

20 款５項７目１節の雑入でございますが、コピー使用料、この中に 290 円、それから自動販売機還元金に１万 240 円、さらにページをめくりまして、教室、講座及び大会参加料の中に 15 万 2690 円、いずれも大塚、稲吉、新治の児童館での雑入分が含まれてございます。また、同じページの中段に保育所職員の給食代 464 万 7270 円が計上してございますが､保育士等の給食代として１人当たり月差額 4500 円を負担いただくものでございます。

続きまして、歳出のほうの説明は事務事業シートのほうで説明させていただきます。

事務事業シートの 115 ページをお願いいたします。

家庭児童相談事業でございます。この事業は児童相談業務強化のために、子ども家庭課の子ども未来室におきまして、家庭児童相談員を配置し、相談業務を行っているものでございます。主な支出としましては、臨時職員２名分の賃金でございますが、委託料としまして、保護者の急病等により児童の養育ができない緊急的事態に、一時的に養育施設に預かっていただく子育て短期支援事業がございまして、28 年度は１件ございました。決算額としては 179 万 2000 円でございます。

117 ページをお願いいたします。

ちびっこ広場遊具管理事業でございます。内容につきましては、行政区が管理する公園の遊具での事故が発生しないように解体及び処分に係る補助をするものでございます。28 年度につきましては下原行政区での遊具の撤去に補助を行っておりまして、決算額は３万 3000 円となってございます。

119 ページをお願いいたします。

地域の子育て支援事業でございます。主な内容は妊娠、出産、育児に対し不安を持つ方に対して助言をいただいております市民子育て支援員の活動に対する謝礼。またパソコンやスマートフォン等で子育て情報の発信をしておりますが、その発信システムの管理運営委託費となります。合計で 51 万 3000 円を支出してございます。

121 ページをお願いいたします。

母子・父子福祉事業でございます。主な内容は、母子・父子家庭の生活安定のための支援となります。支出としましては補助金７万 5000 円、こちらにつきましては、かすみがうら市母子寡婦福祉会へ

補助をしております。

扶助費につきましては、高等職業訓練促進給付金でございまして、ひとり親家庭の母または父の就職の有利性を確保できるように生活の安定に資するため、要綱に定めます職種、11 種ほどありますけれども、資格を取得するためのカリキュラムの終了まで給付金を支給するものでございます。28 年度につきましては４名の方に 360 万 5000 円を支出しております。

次に、123 ページをお願いします。

私立保育所事業でございます。主な内容は保育事業者への補助金 4430 万円の交付でありますが、具体的には４つほど補助がありまして、１つ目として園児の送迎用バスの運行と給食の際の主食購入の一部補助、これらを合わせまして民間保育所補助金として支出しておりますが、442 万 5000 円を支出しております。

２つ目として子ども・子育て支援交付金でございます。私立保育園等の行う延長、一時預かり、地域子育て支援拠点事業に対して交付金を支出しておりまして、28 年度４つの保育園等へ 3472 万 9000 円を交付しております。

３つ目の補助事業は、民間保育所乳児等保育事業補助金でございます。１歳児担当の非常勤保育士の雇用経費の一部を補助するものでございまして、28 年度５つの保育園等に 322 万 1400 円を支出しております。

４つ目としまして、保育対策総合支援事業補助金でございます。保育士の業務軽減のためにＩＣＴ化を推進するということで、２つの保育園等に 192 万 4000 円の実費を支出してございます。

続いて、125 ページをお願いいたします。

子育て支援事業でございます。子育て世帯の経済的負担軽減を支援する事業でございまして、３人以上の子どもさんのいる世帯で、一定の所得階層を対象に第３子以降の、なおかつ３歳未満児の保育料を無料化する内容でございます。平成 28 年度では、すこやか保育応援事業としまして、39 世帯に 660 万 9000 円を支出してございます。

127 ページをお願いいたします。

幼稚園教育振興事業でございます。主な内容は、私立幼稚園に就園する児童の保護者の負担軽減を図ることを目的として助成するものでございます。この事業には２つの補助がございまして、１つが私立の幼稚園の就園奨励費補助でございます。

もう一つが、私立の幼稚園の保護者助成金でございます。2 つの補助金を合わせて 904 万 9000 円を支出してございます。

129 ページをお願いいたします。

大塚児童館ふれあいセンター管理運営事業でございます。こちらにつきましては、地域組織活動補助としまして、大塚、稲吉、新治の各児童館を拠点としまして、親子並びに世代間の交流を目的とした活動をしている団体に対して助成をしております。母親クラブで助成をしておりまして、平成 28 年度 31 万 8000 円の補助金を交付してございます。

131 ページをお願いいたします。

放課後児童健全育成事業でございます。主な内容は、保護者の仕事等でその都合により、授業終了後に学校の余裕教室や児童館を活用して、遊びや生活の場を確保するものでございます。こちらにつきましては、民設の３事業所の６つのクラブの放課後児童クラブの運営に係る補助金 3061 万 5000 円を支出してございます。

続きまして、決算書のほうに戻っていただきまして、113 ページになります。

経常経費の中の事業で、前年度と比較しまして100万円以上の増減があった事業について説明させていただきます。

決算書113ページで、３款２項２目02事業、児童扶養手当事業でございますが、28年度では対象児童数が減少しております。ただ、制度の改正によりまして、第２子以降の加算額が増額となったことから、支出合計額は前年度比で420万円程度の増額となっております。

次の05事業、児童手当事業につきましては、対象児童数の減少によりまして、前年度比で2210万円程度の減となっております。

次に、117ページをお願いします。

３款２項３目05事業のやまゆり保育所管理運営事業でございますが、28年度空調設備の改修工事583万円相当を実施したことから、前年度比で増額となってございます。

124ページ、わかぐり保育所管理運営事業におきましては、前年度27年度に空調設備の改修工事、約280万円相当を実施しておりまして、28年度はその分減額となっているような状況でございます。

125ページをお願いします。

３款２項４目02事業、広域委託事業、こちらにつきましては、委託児童数が減少しておりまして、平成28年度では960万円程度減額となってございます。

次の03事業、私立の保育所事業でございますが、私立保育所への入所児童数が増加いたしまして、前年対比で5.5%ほど増加したんですが、委託料としまして1850円程度の増額となっております。

次の05事業の認定こども園事業、こちらにつきましても入園児童数が増加しています。前年度対比で33.5%増加しておりまして、給付費が3530万円程度の増額となっております。

それから、その次の06事業、家庭的保育等事業、こちらにつきましても入所児童数が増加しておりまして、前年比で64.3%増加しておりまして、金額で590万円程度の増額となっております。

127ページをお願いします。

３款２項５目の大塚児童館ふれあいセンター管理運営事業でございますが、平成28年度に新たに臨時職員を雇用した分で、210万円相当が増額となっております。

131ページをお願いいたします。

３款２項６目放課後児童健全育成事業でございますが、平成27年度におきまして、霞ヶ浦地区での児童クラブ再編に伴いまして、施設の修繕や備品購入分を計上しておりますが、28年度ではその分がなくなりましたので、減額というようなことになっておりまして、経常分と政策分全体で5480万円程度の減額となってございます。

説明は以上となります。

○川村成二委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

さくら保育所等民間のほうがどんどん移っているということで、そっちのほうの増額何かが言われていたと思うんですが、これまで平成28年度さくら保育所のほうが180人定員に対し101人というふうなことで、その前が130人、その前が154人というふうになっていますが、これは平成28年度の場合は、平成28年２月５日に坪井市長が平成30年末に閉鎖するというふうな宣言をやったということがもろに影響しているというふうに思うんですが、いかがですか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長　大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

市長のほうからさくら保育所を閉所するというようなことが発せられたのは、影響して一つの要因としてはあるかと思いますが、合わせまして平成26年度に新設されましたプルミっこ保育園と千代田保育園が平成26年に開設いたしまして、2年を経過したということで少しずつ地元に定着したという面もあるかと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、第1保育所の件ですが、第1保育所が平成26年度、平成28年、これ43人です。27年が35人ですが、これはどういうふうに見たらよろしいんでしょうか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長　大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

確かに、平成27年度で10名ほど減しておりますが、特段の減少の理由はないかと思います。卒園児に対して入園児が少なかったとそういう形があって、逆に平成28年度は入園希望があったのかなというふうに考えております。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

第1保育所そのものについては、今後ともこういう形で運営していくと思うんですが、この内訳でゼロ歳児が第1保育所にないですよね。ゼロ歳児というのは、余り第1保育所はずっと受け入れされていないというのが現実でしょうか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長　大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

第1保育所については、ゼロ歳児の受け入れはやっていないという状況です。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ゼロ歳児は、第1保育所は受け入れしていないんですか。そうすると、受け入れしていないということは、そのゼロ歳の方はどちらかに預けて、今度は第1保育所に預けるというような形になっているんですか。ゼロ歳児は受け入れことになっているでしょ、第1保育所は。でも、1歳児が例えば平成28年は1歳児9人ですよね。こういう方の前はゼロ歳だったわけですから、9人ふえているんですが、そういう意味では前もそういうゼロ歳児じゃない子どもたちはどういうような形になって児童館や調査をしたことはありませんか。

○川村成二委員長

子ども家庭課長　大久保昌明君。

○子ども家庭課長（大久保昌明君）

そのような内容について、その要因を調べたというデータはありませんけれども、第１保育所も霞ヶ浦地区の農村部にありますので、ゼロ歳児のときにはご家庭のほうでできる環境であり、１歳になってから保育所のほうに預けるのかなというふうに考えていました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、追加資料を要求した資料が届いておりますので配布いたします。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　３時２５分

再　開　　午後　３時３１分

○川村成二委員長

再開いたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

入札の契約のことについて、まだ全部見ていない段階で資料が来てしまったということで、これについて質問を保留しますよというふうに言ったじゃないですか。それについてちょっとだけよろしいですか。

○川村成二委員長

続けてください。

○佐藤文雄委員

入札購入の契約のところですが、ちょっと見ただけなんですが、シマムラ工業というのがかなり物件を９件落札しているんです。その中に99.51％とか97.84％とかというかなり高い落札率があるんですが、これについては競合した会社がなかったということなんでしょうか。

○川村成二委員長

総務部長　小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

手元に全てがございませんので、ちょっと取り寄せたいと思うんですが。シマムラ工業さんが90％単位の工事の書き取り等があれば業者数等応札者数等がわかると思いますので、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。

休　憩　　午後　３時３３分

再　開　　午後　３時５１分

○川村成二委員長

再開いたします。

説明を求めます。

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

先ほどの競争入札の株式会社シマムラ工業の結果についてご説明いたします。

資料配布しました38番をごらんいただきたいと思います。５ページになります。

わかぐり運動公園バックネット改修工事につきましては、３件の応札がございまして、その中で91.23％というようなことでシマムラ工業が請け負っているという状況でございます。

続きまして39番、かすみがうら市消防団第９分団第１部詰所トイレ等設置改修工事につきましても３社の応札がございまして、99.51％でシマムラ工業が落札しています。応札件数は３件でございます。

続きまして、41番の市道4004号線道路補修工事につきましては、３件の応札がございました。その中でシマムラ工業が92.39％で落札をしております。

続きまして、44番の市道７－0051号線、道路舗装補修工事につきましては、２件の応札がございました。

［言い方について発言あり］

○検査管財課長（鈴木芳明君）

２社です。２社の応札がございまして。それで株式会社シマムラ工業が97.82％で落札をしております。

一般競争入札については以上でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

トイレ設置改修工事の99.51％という３社が応札したけれども、シマムラ工業が落札をしたと、99.51％ということなんだけれども、ということは予定価格よりも、上になるということがあと２社になることになるんだよね。でも、予定価格は実際今公表されていない。希望価格が公表されている。でも予定価格が公表されていないからこういう結果になったということですか。

○川村成二委員長

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

予定価格については207万円ということで公表をしております。最低制限価格については公表しておりませんが。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私勘違いしたんだけれども、そうするとほかの２社は予定価格が公表されていても、この99.51％よりも上、２社が上だったということですね。

○川村成二委員長

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

２社につきましては、１社は最低制限価格をしたまわったので無効ということでございます。もう１社につきましては、シマムラ工業よりも安かったんですけれども、事後審査の中で経営審査の申請

が切れていたというようなことで、事後審査で失格というようなことになりましたので、残っているシマムラ工業と契約ということになります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

随意契約の件について、100％というのが圧倒的だけれども、随意契約のやり方についてはどのようにやっているんですが。

○川村成二委員長

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

工事につきましては、基本的には130万円以下のものが随意契約の対象となります。設計書等がある工事つきましては、設計価格を予定価格というようなことで設定をしております。ただ、緊急性があるとか、当初予算計上がこまかくされていないものとかについては、業者から見積を取って、その見積の内容を担当課のほうで精査しまして、それを予定価格にして契約というようなことになりますので、100％というようなことになるものがあります。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、説明が足りないんだよね。随意契約で130万以内のやつはそういう随意契約の中でやっているけれども、その以上なんでしょ、金額が。予定価格が1678万円だとか、3057万円とか。そういう予定価格についても、下水道課だけれども99.5％、99.9％というのがあるでしょ。これＪＶみたいですが、ほかにもありますよね、太陽光設置についても同じように2129万円、これが96.3％でしょ。100％に近いといったら99.5％も99.9％も100％に近いでしょ、どうですか。

○川村成二委員長

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

委員がおっしゃられるように130万円以上の工事も何本かございますが、その請負率が高いという理由でございますけれども、その予定価格につきましては、先ほど言ったように見積を徴して、その中を精査したという話ですが、条件としましてまず緊急性があること。それともう一つは、例えば道路改良工事を発注しまして、その工事内に下水管を埋めるとかそういうことでその業者が一番安く、それと工期の短縮とかそういうものができるというような理由で随契の理由となっているものがございます。130万円を超えたものはそういう理由でございます。

○川村成二委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、神立停車場線の２案件についてはそういうことだということですか。つまり何社かに見積を、これＪＶですよ、ＪＶに見積を取ったんですか。３社の見積もりとかそういう形でやった予定価格をそれで予定価格をつくって、結果的に100％に近い金額で決まったというふうになりますよね。これは緊急性なんですか。

○川村成二委員長

検査管財課長　鈴木芳明君。

○検査管財課長（鈴木芳明君）

その神立停車場線に関しましては、設計のほうでまず神立停車場線の道路改良工事の請負率を下水道課で今度発注する工事に請負率を掛けまして、当初設計額が最初から安く設定されております。その価格を予定価格にして、業者さんから見積をもらって契約というようなことにしてございます。これは緊急性ではございません。

○川村成二委員長

以上で質疑を終結いたします。

以上で議案第46号の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

議案第46号の平成28年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について反対ということになります。

まず、第一では４市町による広域ごみ処理施設建設。これについては霞台厚生施設組合の元金については反対したという経過があります。特に、３Ｒがごみ問題の本質的な解決になるというふうに私はこれまで常々言ってまいりまして、今ある新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターを改修していけば問題ないというふうに言ってきました。

ところが、きょう資料が聞かされましたが、その前にもごみの減量化、資源化が全くといって進んでいないということがわかりました。こういう問題ではごみ処理問題については基本的な３Ｒの基本から外れているというふうに思います。

それと、公共交通ですが、乗り合いタクシーの利用者が激減しているという実態がわかりました。これに対して対策が取られていないんじゃないかなというふうに思います。かなり今現在でもこの公共交通に対する市民からの要望はかなり強いというふうに思っていますので、改善が求められているなと。

それと、学校教育課については何回も言いますが、就学援助の制度の活用が全く改善されていない。これが連続して改善されていないということです。

それと、国保税の問題についてですが、一般会計の決算を見る限りでも、均等割の引き下げというのは可能だというふうに思いました。

それから、子育て支援というか、市立さくら保育所の閉所問題はどうしても取り上げなきゃいけない。平成28年には父母の会の皆さんから1,000名を超えるさくら保育所の維持、継続を求める請願が出されましたよね。そういう事態になったわけであります。そういう意味では来年３月末までに閉所するということが先にありきで、本来の保護者の合意というものを全く無視している行為であったということで認めることができないということです。

３日間での審議で、また会議録が出るでしょうから、それをまた見たり、いろいろ精査して、本会議でも討論をしたいというふうに思います。

以上です。

○川村成二委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

では、私はこの一般会計の第46号の平成28年度決算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

３日間にわたりまして、執行についてはおおむね適性かなというふうに感じる次第でございますけれども、私も質問で幾つか答えた中では、最後まで答えていただけない部分が幾つかございました。それはやはり我が市も10年を過ぎて黎明期というところもあって、今のところは地方創生というものに乗りながら、将来のビジョンを目指すかと存じますけれども、予算のほうも合併当初から比べれば、一般会計150億円といわれていたところが170億円程度になっております。そういうことで、金額と同等に仕事も権限移譲なども含めてふえている状況です。

しかしながら、いろいろな財政状況から、職員定数のほうも100人近く減っていると。一人一人の負担も大きくなっているということで、私は提言としてまず一つに総務部が市長公室に対してしっかり求めていただきたいことがあります。質問中にも申し上げましたが、財務会計を初め、さまざまな事務執行に当たっての事業評価予算要求、今回のような決算の資料、こういったものを一元化するような予算措置を行革の一環として求めていただきたい。

情報管理部門などで、平成28年度説明がありましたけれども、基本的には市民の情報のための投入効果であって、事務執行をする皆さんの効率が上がるための決算では見当たらなかったというふうに審査しましたので、私は市民の情報を効率よく整えるとともに、皆さんの事務執行がより効率的になること、そういうことで財務会計初め、農地情報システムとかそういったものを一元管理できるよう、市長公室に求めていただきたいと思うんです。この事務事業評価も基本的には各担当課の自己評価というふうに私は捉えています。プラン・ドゥ・シーということで基本的に様式は組んでおりますけれども、それをもっと客観的に見るためには、やはり監査事務局なりの客観的な事業評価が私は必要と思いますので、そのためにも総務部が市長公室に事務効率化のできることから、たしかに行政改革大綱も必要かもしれませんけれども、できることから進めていくということで、予算措置をしながら一歩一歩進んで、その中で行政大綱なりをまとめていただくのも十分結構かと思います。

２点目に、逆に市長公室から総務部のほうに求めていただきたいということがあります。それは、事業評価が基本的には市長公室が行っていると思います。地方創生の部門でも人口減少抑制対策という部分でＫＰＩとかＫＧＩの辺りを求めてやっていると思いますが、これらの辺りを監査事務など客観的な、任意的な審査でなくて、客観的にちゃんと根拠に基づいた値を持つのです。それをもとに総務は定員管理、財産管理、人事効果、さらには指定管理など事業方式の選択を提案する。そういうことで職員の数が減って仕事がふえるということをカバーするように私は努める時期ではないかというふうに思う次第でございます。人事効果もやはり自己評価という方式でここ数年続いているかと思うのですが、やはり根本的には事業評価に基づく形で市役所の陣形を整えるということで、今申し上げた２つの点で皆さんが効率的になれば、市民にももっと対応する余力ができますし、私が質問するようなことにも答えていただけるというふうに思う次第です。

それ以外の部門については、やはりその柱に基づいて市民からの事業に対するフィードバックこれはもちろん当然のことです。さらには、各所管の職員、末端の職員からもフィードバックを定期的に整理して提出するということが、結局自分たち、各所管の部門の効率化につながるということで、以上の３つ、総務部から市長公室へ、市長公室から総務部へ、そして他部局がフィードバックをしっか

り集約して提出するというその３つを今後ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げて、賛成の立場として討論させていただきます。

○川村成二委員長

ほかにございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案第 46 号の審査を全て終了いたしました。

執行部におかれましては大変ご苦労さまでした。

それでは、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　４時１３分

再　開　　午後　４時１４分

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

お諮りいたします。

委員会報告書作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、これをもって平成 28 年度一般会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

３日間にわたり、長時間ご協力いただきまして、予定どおり終了することができました。ありがとうございました。

大変ご苦労さまでした。

閉　会　　午後　４時１４分

かすみがうら市議会委員会条例第３０条の規定により署名する。

一般会計決算審査特別委員会
委員長　　川　　村　　成　　二